

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 3 ) ( 2 4 . 1 定 )			
日 時	平成 2 4 年 3 月 2 日 ( 金 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、川畑副委員長、千葉・吹田・松田・上野・林下・ 北野・前田各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育・病院局経営管理各部長、総務部・ 教育部両参事、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     書 記                      記録担当                 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。成田委員が吹田委員に、高橋委員が松田委員に、濱本委員が上野委員に、斎藤博行委員が林下委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

○経営管理部長

3月5日に予定していた小樽市立病院建設関連の5本の工事の入札を延期することを本日決定しましたので、報告いたします。

該当工事は、次の5本であります。

小樽市立病院統合新築建築主体工事、小樽市立病院統合新築空気調和設備工事、小樽市立病院統合新築給排水衛生設備工事、小樽市立病院統合新築強電設備工事、小樽市立病院統合新築弱電設備工事、以上であります。

入札を延期する理由は、談合等に係る情報が寄せられ、事実関係の調査を行うためであります。

談合等の情報については、新聞社から同社に匿名のファクスが届いた旨が、昨日病院局に提供されたものであります。この情報には、小樽市立病院統合新築建築主体工事に関するもので、具体的な企業名等が記されております。発注者である病院局では、この情報を市長部局に設置されている公正入札調査委員会へ報告し、同委員会から調査を行うよう通知がありました。そのため、調査を行うこととして、小樽市立病院統合新築建築主体工事の関係者から事実関係の調査を行うため、当該工事を含め5本の入札を延期したものであります。

なお、病院局では、現在、関係者からの事情聴取を始めております。

今後につきましては、調査結果を踏まえ、適切に対応してまいります。

○委員長

病院局の理事者が退席いたしますので、少々お待ちください。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

自民党。

---

○前田委員

◎小学校教員の勤務実態と指導力向上について

それでは、教育委員会に伺います。

私も、小学校を卒業してから相当時間がたっていますので、今、学校でどういう対応になっているのかわからないものですから、確認の意味を込めまして聞きますが、小学校の場合、学級担任が一人でそのクラスというか、こういう教室の朝から晩まで始まりから終わりまでも、今、担当しているのかということをまず確認いたします。

○（教育）指導室石山主幹

小学校における学級担任についてでございますが、基本的には学級担任ということで、子供たちを一日じゅう面倒を見るという形ではありますが、音楽などにおきましては、教科担任という形で別の教員が担当するというのも、最近ではずいぶん行われております。ということで、基本的には一日一緒ということでもありますけれども、週単位で言いますと、何時間かについてはほかの教員が入りながらやると、また体育については、合同体育というような形でやるようなこともありますので、1週間単位で見ますとそういうような状況でございます。

○前田委員

ということは、学習もそうですし、学習以外の生活態度だとか、そういったこともほぼ同じ教員が指導するということでよろしいですか。

○（教育）指導室石山主幹

委員が御指摘のとおり、小学校については基本的に学級担任が学習指導及び生徒指導などについては指導するということになっています。

○前田委員

それで、いきなりなのですけれども、現在、市内では休職されている教員というのは何人おられるのか、また、その休職されている理由について伺います。

○（教育）学校教育課長

今、急な質問で休職者の数字がないので、何人ということでは申し上げられないのですけれども、ただ休職の内容につきましては、この間の代表質問の中でも答えた病気休職の中にはいわゆる精神疾患で休まれている教員もいる状況ではございます。

○前田委員

よく聞き取れなかったのですけれども、もう一回確認します。

○委員長

もう一回、答弁をお願いします。

○（教育）学校教育課長

病気で休職している教員は、平成22年度の数字でいけば全体で7名でございます。小学校では4名です。

○前田委員

それで、この中に指導力不足というか、そういう精神的な部分というのか、そういう部分で病んでの休職中という方はいますか。いるのであれば、何人おられるのですか。

○（教育）学校教育課長

指導力不足ということで休職している教員についてはおりません。

○前田委員

だから、そういう指導力不足というか、具体的に言えばそうなるのだけれども、そういう指摘を受けて休職中の人はいないということで、病欠も含めてすべて市内には今いないということですね。

○（教育）学校教育課長

委員のおっしゃるとおり、そういった教員については現在いないということでございます。

○前田委員

それで、いないことは結構なのだけれども、私が聞き及んでいるところと若干差異があるので、こういう質問しているのですが、こういう指導力不足ですとか学力の向上、要するにそういう指導とあと生活態度絡みの指導、こういったものの苦情というのは最近の傾向、また直近ではどのようなものがありますか。

○（教育）指導室石山主幹

委員がおっしゃるとおり、教育委員会は保護者等からの相談の窓口となっております。相談者から各学校にあった事例も含めまして、こちらで事実関係を把握しながら解決を図るようにしてきているところであります。

中身についてなのですが、いろいろなケースが寄せられております。

一例を挙げますと、いじめの対応について適切な対応ではないというような相談、それから子供の成績等、評価について、本当に妥当なのだろうかということの相談など、非常に多岐にわたって御相談をいただいているところであります。

教育委員会としましては、その相談の一つ一つにつきまして、事実関係を把握しまして、そして学校のほうには教育委員会もかかわった中で解決について図っていきながら、御相談いただいた保護者も入って解消に努めているという状況でございます。

○前田委員

御答弁が足りませんでしたけれども、多種にわたってあるということでもよろしいのですか。件数と主な内容は今答えられますか。

○（教育）指導室長

道教委の調査であります。苦情や相談ということで、対象期間の平成23年度の4月1日から9月30日までの間に教育委員会のほうで押さえているものが、電話で15件ということで報告させていただいています。

○前田委員

15件の主な内容はどのようなものですか。

○（教育）指導室長

いじめへの対応だとか、要するに教員の子供への指導の部分で、もう少し適切に対応していただけないかとか、そのような内容が主なものになっております。

○前田委員

それで、それを受けて教育委員会として、そういう指摘をされた教員に対してどのような指導ですとか措置を講じられているのか、具体的にお聞かせください。

○（教育）指導室長

まず、保護者等から苦情を寄せられた場合につきまして、保護者の要望もございます。実際に名前をおっしゃる場合もありますし、そうではない場合もございます。ただ、当該の学校が限定されている場合には、校長を通じて話をさせていただいて、先ほど主幹が話したとおり、そういうことがあるのかどうか、まず事実を確認させてもらっています。それが事実であるということがわかりましたら、まずその当該の教員に校長を通じて指導してもらいましょう。一つにはまず校内体制としてその学級がどうなっているのか、常日ごろどういう指導がされているのか、管理職としてしっかり授業を見る、又は校内体制の中で一人の教員ではなく、TTとしてもう一人教員が入って授業を行うなど、常に複数の目で授業を、子供たちの様子を把握するだとか、指導を一緒に行うことによって改善するだとか、そういうような手だてを講じるように指導しているところでございます。

○前田委員

指摘をされたら出向いて、授業内容を複数で行って見ているのですか、現実的にどうなのですか。

○（教育）指導室長

私どもは教育委員の学校訪問を含めて、複数回にわたって学校には機会を見て訪問させてもらいながら、授業を見させてもらうようにはしております。

○前田委員

その担任というか教えている教員には、なぜ来たかとかいうような理由というか、その目的や原因があってこのように来ているということは、当然説明しているのですね。

○（教育）指導室長

これはケースによってさまざまでございますので、私どもが何う場合には、校長にその旨をしっかりと伝えてはおりますが、そのことだけを目的として行く場合もございますけれども、基本的には学級の様子をしっかりと見させてもらって、そして校長に話すとともに、当該の教員へ本日来た理由についてしっかりとお話ししていただくというケースも実際にはございます。

○前田委員

ケースもあると言われれば質問しづらくなるのだけれども、言わなければ相手はわからない。何をしに来たのか、自分の授業がすばらしいから見に来たのかと思って、勘違いしているかもしれません。その辺はどうなのか。

○（教育）指導室長

基本的に子ども教育委員会は、指導主事が学校へ行って授業を見るのは学校管理権でございますので、その部分では、学校へ行ってしっかりと授業を見させてもらうというのは当たり前のことになっております。ですので、特段そのことを奇異に感じたりするということはないと思うのですけれども、ただ課題意識を持っていただくかというあたりは、校長に十分話させていただいて、来ている理由を、恐らくというか、校長にはいろいろな苦情があるということをおどもも伝えておりますので、それをもって見に行くということは、当然当該の教員には伝わっているものと承知してございます。

○前田委員

校長がそういうことで来ているのだよと言ってくれるのであれば当然理解しているとは思いますが、こういう時代でなかなか学校経営というか、そういうものが難しい時代でございますから、私としては、なかなかそういう部分というのは特に言いづらい部分なので、学校が幾つもありますから、校長によっては場合によっては言うかもしれませんが、全員が言っているというようにも思えないのですが、その辺の考え方というはどうですか。

○（教育）指導室長

基本的に、学級にはPTAの保護者の代表もいますし、一つ苦情があればいろいろなところから声が上がるものです。ですので、そういうことを踏まえて、校長は学級経営がしっかりとされるように当然担任に指導しなければ学級は改善されませんので、先ほど私はそれもしているものというふうに言いましたけれども、実際にしていただいていると私は認識しておりますので、そのように理解していただければと思います。

○前田委員

伝わっているということで、指導室がそうおっしゃるのだから私も受け取りました。

それで、にもかかわらず指導力の改善が見られなかった場合、これはどうされますか。

○（教育）指導室長

これは私どもにしてみれば、何度も今までのそういう事例の中で、実際には私にそういう経験はないのですけれども、とにかく私ども何度か研修、いろいろ講座を開いていますし、そちらのほうにぜひ参加するようにだとか、校長に強く働きかけていただくだとか、そのようなことを通じて、再発というか、そういうことがないようにとにかく努めているところですし、私自身の中ではそういうことで、いつまでもこれが改善されないというような状況というのは、今のところとらえていないところでございます。

○前田委員

仮にそういう教員がいた場合、この代表質問の答弁の中にもあるのですけれども、組織的な取組を行うというのも、要するに指導力向上に向けたそういう研修機関、我々も自動車の免許を持っていれば5年間無事故の人は免許更新講習も短くて済みますし、そうでない人は1時間受けなさいというように、いろいろなパターンがあるのだけれども、不適切な教員に対してはそうした何らかの指導というのは具体的にあるのですか。

○（教育）指導室長

先ほど学校教育課長から答弁があったとおり、教員の指導力不足ということで道教委に報告している場合には、そのカテゴリーの中で研修というのは用意されているように私は認識しております。

○前田委員

こういう教員が、最悪の場合と言ったら言い方が失礼ですけれども、チェンジというか交代可能なのですか。そういう事例も過去にありますか。

○（教育）指導室長

学級担任として最低 1 年間なり 2 年間、必死に務めます。それで、学級経営上いろいろなことがあって、次年度そういうものを踏まえながら担任を替える事例というのはありますけれども、年度途中で替えるというのは、教育上どうなるのだということもございますし、さまざまな事例はありますが、私どもはそういうことについては学校、校長の判断ですので、学校の中で混乱のないように、例えばそういうことが全く改善されないだとかいうケースがあった場合には、考えていかなければなりませんけれども、基本的には担任である限り、やはり 1 年なら 1 年間しっかりとして仕事をしていただくということが大事なことだというふうに認識しております。

○前田委員

もっとも本当にそれが可能であれば一番いいことなのですが、そうでない場合には交代も必要になってくるのかと、病欠や疾患があってということは当然あるでしょう。けれども、今言っているのはそうではない方のことについて聞いているわけでありまして。そういったことで、場合によってはということもありますので、最悪の場合でしょうけれども。

それで、そういう教員が交代されないまま子供たちと接しているわけです。先ほど聞いたように、小学校の場合は、始業から終業まで、音楽ですとか体育のときにかわる場合もあると言っていますが、同じ教員と児童が接する時間が非常に長いわけでしょう。そういう教員に接することで児童が受ける影響、こういったものには学習の面だとか、あるいは生活態度の指導の面だとか、こういったことに恐らく影響があるのだらうと。そういう影響というのは、どういう影響があるととらえているのですか。

○（教育）指導室長

さまざまなケースがございます。子供に表れてくる傾向としましては、不登校になったり、中には本当に学校に来るのが嫌になったりということもあるでしょうし、毎日接するわけですから、子供に与える影響というのはかなり大きなものがあると思います。ですので、そういうことに実際にならないようにしていくのが私どもの仕事かというふうには思っております。

○前田委員

ならないのは、それは希望的観測でいいのですが、現実にならった場合に、どういう影響を与えているのかということ、どういう認識でおられるかということを開かせていただきたい。

○（教育）指導室長

どういう認識かということでございますけれども、先ほど話したとおり、これは非常に重大な問題だというふうに思っております。子供に与える影響というのは大きいです。これは先々まで尾を引く場合もございますし、子供が安心して学校に通うという面では大変な問題だと思っております。そのことは、保護者や家庭との連携を図りながら、進めていかなければならないのですけれども、実際にはこのことというのは重要なことだというふうに認識しております。

○前田委員

そういう教員と出会った児童は、どの学年でもそうですけれども、学力向上するのかといたら横ばいか下降かというようなことだらうし、生活態度についてもいろいろと改善されない部分も出てくるのかと思います。

小学校のときというのは学力向上もそうですし、生活態度もそうですし、一番身につけなければならない、基礎学力にしてもそうですけれども、そういったことで大切な時期だと思うのです。それが一番大切な時期、時間帯をそういった指導力不足の教員に出会うことによって、自分の人生といいますか、この先に出会ういろいろな困難に立ち向かっていくために、いろいろな部分で不足するものを身につけながら、そうやって進んでいくということについて、やはり一番の被害者は児童、子供たちなのです。だから、この辺につきまして、教育委員会としても、そういうふうに指導していますと、校長に言っていますと、確かにそうかもしれませんが、先ほど事例はない

というような話ですが、担任の交代ぐらいまでも考えながら、厳しくというか、内容のあるような授業をしてもらわなければ困るわけですから、やはりこの辺のことについて、過去は過去でありますし、恐らく中学校に進学するときも学力不足で行って、1クラスと2クラスがあって、3クラスもあるのでありますが、そういう教員に教わったクラスの子供たちは学力が不足して、なかなか中学校へ行っても追いついていかないと、いろいろな問題が発生してくるわけで、後々の子供たちの人生にいろいろな影響を与えるわけですから、相当厳しく見ていかなければならないのではないかと思います。

あと、余計なことですがけれども、小樽の中学校に行かないで、札幌の中学校に行くという子供たちもいるようで、先日の新聞では、高校は札幌へ、他都市へ行く、そのようなことも書いてありましたが、そういうことを含めて、そういった学力の向上ですとか、生活態度の部分についての指導というのは徹底して、きちんと一定の水準を保つということが公平性を保つという部分から見ても当然のことですから、学力のでこぼこがあってはならないし、言われている学習到達度調査といったものにも当然影響してくるわけですから、ぜひこの辺のことについての教員の指導、指導力不足、こういったことについては十分に目を光らせていただきたいと思いますが、最後に教育長をお願いします。

#### ○教育長

私の今年の執行方針の中で、いわゆる組織的な取組や情報の伝達に問題があると、この辺がまさに小学校の場合には、中学校の場合には担任はいるのですけれども、それぞれ教科担任という形でいろいろな教員が1クラスの中に入ってきて、その学級の状況を客観的に見られるという状況があるので、いわゆる教員の連携の中で学級を見られる体制に中学校の場合にはある。ところが、小学校の場合には、どうしてもクラス担任制をとっているために、そのクラスのことをほかの学年の教員にはわからない、わかりづらいという状況がございます。

そのことを通じて、いわゆる組織的な取組、そういうクラスがあれば、学校全体として教職員が連携しながらクラスをカバーしていくと、そういう協力体制というのも学校の中に組織しなければなりませんし、またあるいはTTですとか、いわゆる外部の人材をそのクラスに配置をしてサポートしていくと、そういった取組をしながら、やはり与える影響は子供たちにとって非常に大きいですので、そういう体制をとりながら、学力がまずはその学校の中で均一にといいますか、全体として上がるように組織的に取り組んでいくということが大事だと思いますし、そのような考え方で学校との連携を教育委員会としても図ってまいりたいというふうに考えております。

#### ○前田委員

ぜひ学力向上、そういうことに向けて取り組んでいただきたいと思います。

---

#### ○上野委員

##### ◎学校情報ネットワーク環境整備事業について

まず、当初予算に計上されております1,900万円の学校情報ネットワーク環境整備事業についての具体的な詳細、中身をお聞かせください。

##### ○（教育）総務管理課長

学校情報ネットワークの具体的な内容ですが、現在、稲穂小学校を拠点としました学校情報ネットワーク、現システムですが、構成するサーバ等の機器が古くなりまして、これからは市役所の本庁が利用しているデータセンターに拠点を移すなど、ネットワークを再構築したいというふうに考えております。

また、学校側の通信回線、今、大部分がADSLですが、それを光回線に変えていくということを考えておりません。

また、まずは先行してなのですが、中学校の職員室にLANケーブルを配線し、平成22年度から各教職員に配付している校務用パソコンを学校情報ネットワークに接続するというのを考えております。

**○上野委員**

今の整備を行うことによって、具体的に業務の中身でどのような変化が起こるのか、何ができるのか、何がかわっていくのかというところをお聞かせください。

**○（教育）総務管理課長**

まず、信頼性ということで、データセンターは地震とか停電などの災害時にも極力支障が出ないように対策がとられると伺っておりますので、災害によるデータ消失のリスクを軽減するという効果がございます。

また、本庁が利用するデータサービスセンターを拠点とすることによりまして、本庁の各システム共有が可能となり、新たな機器の購入を抑えることができると考えております。

何ができるかというところで、例えば社会科の授業でインターネットを活用して各自治体のホームページから人口や歴史等のデータを調べるときに、通信回線が高速化されていることで、児童・生徒が同時にホームページにアクセスしても待たされることなく、限られた時間内の授業内容が充実するものと考えております。学習の質の向上がそこで図られるというふうに考えております。

また、教職員間で児童・生徒の成績情報等を共有することにより、通知表、指導要領作成などの成績処理作業が効率化されるというふうに考えております

また、保護者等へ配布する文書等につきましては、情報の共有化によりまして、過去に作成した文書を基本として共有することに、こういった校務負担の軽減が図られるというふうに考えております。

**○上野委員**

今のお答えを聞きますと、教員に対しては校務の効率化が図られると、児童・生徒に対してはより確かな情報を速やかに出すことによって授業の効率化を図れるということで、教員にとっては校務の効率化などで授業や児童・生徒のために時間を費やすこともできるという認識なのですけれども、その認識で間違いはないでしょうか。

**○（教育）総務管理課長**

やはり授業内容、先ほど言いましたとおり、短時間にアクセスできるということは勉強の密度が濃くなるということで、学力の向上につながるというふうに思っています。

また、教員の校務の軽減を図ることによりまして、児童・生徒との触れ合う時間が増加し、児童・生徒の変化等に目を配ることができ、個に応じたきめ細かな指導ができるのではないかと考えております。

**○上野委員**

学力向上には非常にいいことだと思いますので、ただネットワークということで1点気になることが安全性、セキュリティの面なのですけれども、今後どのような配慮をされていく予定でしょうか。

**○（教育）総務管理課長**

外部からの不正アクセス防止、またセキュリティ対策が施されたデータセンターということでございます。一応、厳重に情報が管理されているため、情報漏えいの心配はないというふうに考えております。

また、教職員が共有する情報については、物理的にも児童・生徒が学校用パソコンから閲覧できるとか、当然外部から見えるというような状態にはなっておりませんので、それでセキュリティが確保できるのではないかと考えております。

**○上野委員**

特に教員が扱う部分については、プライバシーにかかわる部分が多々ありますので、セキュリティについては本当に厳重に進めていただいて、より効率のいいネットワーク環境を構築していただきたいのですが、このネットワーク環境整備事業は平成24年度から始まる、まず中学校からということなのですけれども、今後のネットワーク構築までのスケジュールをわかる分だけお聞かせいただければと思います。

## ○教育部長

情報ネットワーク環境整備事業として、本年度新規事業で立ち上げました。これにつきましては、平成22年度から進めている校務用パソコン整備事業費として、教職員にパソコンを1人1台という事業を行っております。ただ、毎年100台ずつというようなことで、すべての教職員に行き渡るのもう少し時間がかかるということでございます。

それで、今年度につきましては、今の基盤整備の事業と、それから、今申しました校務用パソコンを教職員に配備をするという事業を連動させまして、24年度は中学校に重点的にパソコンを配備するというので、すべての中学校を今年で終えることはできないのですけれども、そのうちの幾つかの学校については、教職員全員がパソコンを利用した今の校内LANの体制をとることができるようになります。そういう中で、先行した学校を本年度つくりまして、その成果を次年度以降、教職員用のパソコンが行き渡るまで数年かかるものですから、それまでにどうという課題、あるいは実際の活用方法について研究をしていただいて、それを全体化していくという、数年計画で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

## ○上野委員

現場からパソコンに関しては教員1人に1台欲しいと、情報の漏えいを防ぐためにもそれは必要だと思いますので、数年ということですが、ぜひできるだけ早く整備を進めていただければと思います。

この質問の最後に、道で平成24年度から校務支援システムということで、全道的にネットワークを行っていくような事業が行われるそうでございますけれども、市教委として、現在のこの事業整備は市内だけのネットワークですけれども、今後、道との連携とかも視野には入れていくことになるのでしょうか。

## ○教育部長

全道的な校務システムとの関係でございますけれども、今、委員からお話がありましたように、今回この学校情報ネットワークの基盤整備の事業につきましては、小樽の部分でということ考えております。

将来的には、そういったことも視野には入れなければならないと思いますけれども、今、北海道で取り組んでいる校務システムについては、まだ全道的にもすべての自治体、市町村が参画をしているという状況でもございません。もう少し様子を見ていく必要もあるというふうには私ども考えておりますので、将来的には当然、北海道のシステムにのるかどかは別ですけれども、そういう校務システムというのは視野には入れますが、当面、小樽市内の情報ネットワークの基盤整備に力を注いでいきたいというふうに考えます。

## ○上野委員

### ◎弗化物洗口について

次に、弗化物洗口について、北海道では平成21年度に通称8020条例ができて、北海道の口腔の健康づくりということで条例の下に推進して、22年度から24年度まで北海道歯科保健医療推進計画を策定して進めているところですが、教育委員会としてどのように弗化物洗口のことを認識されているか、お聞かせください。

## ○（教育）学校教育課長

この弗化物洗口につきましては、道が今弗化物洗口普及事業の実施ということで取り組まれていることについては認識はしております。ただいま小樽市の現状としては、弗化物洗口について小樽市内の補助を実施はしていない状況なのですが、虫歯予防の手段として、この弗化物洗口がとり行われているという認識はございます。

## ○上野委員

もともと、この弗化物洗口、北海道のそういう条例ができたきっかけとしましては、北海道では非常に虫歯が多いということで、このような実例が出ていまして、少し古いのですけれども、2008年の表によりますと、道内でも特に後志がわりと虫歯の率が高いということなのですが、小樽市内の子供たちの虫歯の状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

小樽市の虫歯につきましては、年々減少はしている状況ではございますけれども、こちらの資料では全国的な平均というのが大体 1 人当たり 1.5 本程度の虫歯ということでございますが、それに対して小樽については、それよりちょっと多い大体 1 人当たり 2 本程度の虫歯という状況にはなっております。

○上野委員

基本的には虫歯がわりと多いと思うのですけれども、例えば佐賀県では平成 18 年から虫歯が 1 人当たり大体 2 本だったのが、平成 22 年、4 年間で 1 本ということで、半減している。これは弗化物洗口している成果ということで、平成 20 年度には、全道の子供たちの約 8 割が弗化物洗口を進めているということで、全国的にも進められているようでございますけれども、道では平成 22 年に弗化物洗口の研修会をしているようでございますが、それに小樽市内の教員等が参加されたことはあるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

その研修に市内の学校の教員が参加したかどうかという部分については、実際には把握はしてはございません。

○上野委員

いろいろな実例を見た中で、北海道も進めていることから小樽市でも、弗化物洗口というのは、特に幼稚園から 12 歳、中学生までにそれをするというのが最も虫歯の予防、歯にいいとされているので、私がしてもだめなそうでございますので、ぜひ進めていってほしいとは思っておりますけれども、認識がないということで弗化物洗口の導入に関して、今後、市教委としてどのような認識をされているのかということをお聞かせください。

○（教育）学校教育課長

弗化物洗口につきましては、実際にはこの弗化物という、いわゆる薬品を使う形になりますので、そういったような管理の方法ですとか、あと弗化物洗口のいわゆる恩恵ですとか、あと学校現場ですとか、そういう形の認識ですとか、そういった部分の浸透がまだ図られていないという状況もありますので、そういった部分で、今後、弗化物洗口への理解を深めていくということを、まず小樽市としてはやっていかなければならないというふうには思っております。

○上野委員

ぜひ理解を深めていただきたいのですが、先ほどの質問では、道でやった研修会にも出ていないということで、弗化物洗口の認識というものがあまり、いろいろな認識がされているのかなと思うのが実例なのです。薬品を使うということで危険性もあるのではないかと、その安全性と危険性の関係というものも、まずは市教委でしっかり認識をしていただいて、たぶんかかわってくるのが養護教諭等だと思いますので、養護教諭等との市内の研修会等をぜひ開いていただきたいと。道は来年度まで一応弗化物洗口を進めていくようでありますので、速やかに進めていただきたいと思うのですが、研修等、来年度内に何か方向性を少し示されるようなものがあればお聞かせください。

○教育部長

先ほど課長が答弁をいたしましたけれども、教員がそういう研修会に参加した事例があるかというお尋ねでございました。それについては把握をしていないという答弁をさせていただきましたが、これに関しましては、先般も北海道教育委員会の本庁から担当の職員あるいは道の保健福祉部の職員も、小樽市教委にその御案内といたしますが、概要についての説明で来ていただいたと。私どもも教育長以下、その会合に参加をして、道が取り組んでいる、あるいは道教委が取り組んでいる、そういった事業についての説明を受けてございます。それと、その席には、小樽市の学校歯科医あるいは学校薬剤師も同席をいただきまして、現在の全道の状況などについてもお話をお聞きした状況でございます。

それから、つい先日ですけれども、北海道教育委員会でこの弗化物洗口についての教育委員会職員に対する説明

会もございまして、私どもの市教委の職員もそれに参加をして、現在の取組あるいは弗化物洗口の利点といたしますか、どういったものなのかということの認識の学習を私どももしているような状況でございます。

今後につきましては、先ほど話をいたしましたけれども、保護者の間に安全性に対する懸念というような声も聞いてございますし、あるいは実際に学校の中でどういった形で事業として展開できるのかというようなこともございますので、その辺のところをもう少し私どもも研究して、まだ研修会までの開催に至るかどうかわかりませんが、それについては関係者にいろいろな形で伝えてまいりたいというふうに考えてございます。

**○上野委員**

子供にとっては歯というのは大事でございますので、子供の生活環境をよくするという意味でも、ぜひ取り組んでほしいと思います。また時期を見て質問をさせていただきたいと思います。

**◎平成23年度全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査の公表について**

最後に、学力・学習状況調査の公表について一つ尋ねたいのですけれども、私も昨年、一般質問の中でさせていただきまして、本定例会でも前田議員から代表質問で質問させていただいていたと思うのですが、本年まだ学力・学習状況調査、道で行った分は公表されておられませんけれども、いつごろ公表の予定で、市としてはそれを踏まえて、どれぐらいまでにはその結果を公表する予定でいるか、再度確認させていただきます。

**○（教育）指導室石山主幹**

学力等調査の関係につきましては、先ほど委員からのお話がありましたように前田議員に対する教育長答弁でも伝えてるところですけれども、近日中に北海道教育委員会のほうから全道の管内別の結果の公表がございまして、それを受けて本市の公表という形にしていきたいというふうに考えております。

**○上野委員**

近日中に道から出るということで、市としては今月中、若しくは来月までには公表結果が出るような認識でよろしいのでしょうか。

**○（教育）指導室石山主幹**

今月中には公表ができるというふうに考えております。

**○上野委員**

それを踏まえまして、昨年の一般質問の中でも御答弁いただきましたけれども、昨年度より上回る形ということで、今回御答弁されているのが、生徒の学習や学力の状況を全道と比較してわかりやすく示すとともに、学校で取り組む指導改善のポイントや、家庭学習の定着を図る具体例を盛り込むなどが書かれておりますが、全道と比較してわかりやすく明示するというのはどのような形で見えるようになるのでしょうか。

**○（教育）指導室石山主幹**

全道の結果と本市の結果、国語A・B調査において、全道の正答率、それと本市の正答率の差がどのぐらいあるのかということを示せるような形で、公表できるかと思っています。

**○（教育）指導室長**

一つには非常に視覚的なものということで、わかりやすいという部分で考えていきたいと思います。これまで全道の各市町村などで取り組んでいるようなものも踏まえながら考えていきたいと。わかりやすくということをまず前提に、そして本市の状況がわかるということが大事だと思います。

**○上野委員**

ということは、前回は言葉だけでやや低いとか、全道とほぼ同様という形ではなくて、目に見えるような形で、全道の中でどれぐらい小樽が、科目ごとか何かわかりませんが、どこら辺に位置しているかというのがわかるような形で出るということで認識してもよろしいのでしょうか。

○（教育）指導室長

そのような認識で、よろしく申し上げます。

○上野委員

学力・学習状況調査の結果というのは、今年度も全校参加ということなのですから、今小樽の教育がどこにあるかという指針というか、基準になりますので、ぜひともわかりやすい結果、それで、それを踏まえて当然ですけども、次のステップへ取り組むスケジュールというのも組み立てていただければと思います。公表がされた後にまた質問させていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○松田委員

幾つかの項目に分けて、質問させていただきます。

平成24年度に向けた市政執行に当たり、市長は、多くの難しい行政課題を抱えている中、市民のだれもが将来に明るい希望を持てるよう、先見性とスピード感を持って着実な市政運営を進めていかなければならないとし、二つの政策分野について重点的な展開を図っていくと述べられました。

その一つが防災対策であるとのこと。私も、昨年第4回定例会で初めて代表質問させていただいた中で、女性の視点での防災対策をということで、防災会議の中に女性の委員をぜひ登用していただきたいということでお願いいたしました。今定例会で、千葉議員が一般質問でこの件につきまして質問させていただき、市長から女性の委員を登用できるようにしたいというような前向きな御答弁をいただき、私たち公明党議員団も非常に喜んでおります。

地震や津波などの天災は、人間の力ではなかなか防ぐことはできませんけれども、被害をどれだけ少なくすることができるか、また2次災害をどれだけ最小に抑えることができるかということが、そういう減災が課題であります。また、災害が起きたとき重要な役割を果たすのが避難所ということでございます。

◎災害時の避難所について

そこで、その避難所に関連して、幾つか質問させていただきたいというふうに思います。

昨年は、確かに東日本大震災もさることながら、夏から秋にかけて台風、大雨の被害もありました。小樽でも、がけ崩れがあったり、側溝で水があふれたりする等の被害もあったというふうに思います。

これは一つの事例なのですが、三重県熊野市では、昨年7月の台風時に、風水害時に避難所になっている県立高校に避難しようと思っただけに行ったら、その避難所が閉鎖されていた。また、同年9月の台風11号のときも、早めに避難しようと高校に電話をかけたら、だれも出なかった。市の小学校とか中学校だったら市役所に電話をかけて連絡もとれるのですが、高校ということで最終的に校長に連絡をとり校舎内に入れてもらったと、行政と県立高校の関係で疑問に思ったと、こういう事例がありました。

それを聞いた福岡県のある公明党の市議会議員が、こういう事例があったということで自分のところはどうかだろうということで、市の防災対策危機管理担当に確認したところ、実は避難所に指定されているにもかかわらず、県立高校への連絡が危機管理マニュアルから完璧に抜けていたということがわかったそうです。早速、危機管理担当部長が校長に会い、災害時の連絡体制の確認をするようになったということです。管理担当部長いわく、高校と市の行政の連絡が欠如しているというのは、ここだけではなくて全国的に脱落している可能性がありますと、公明党の議員さんはよく気づかれましたと言われたというふうに聞いております。

そこで、私も小樽市地域防災計画を確認しましたところ、小樽では66か所の避難所があり、そのうち高校も9か所指定されておりました。

そこで、確認なのですけれども、この 9 か所の高校への災害時の連絡体制というのはどのようになっているのか、先ほど言った三重県や福岡県と違って大丈夫なのだろうかと思ったものですから、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○（総務）杉本主幹

避難所になっているうち、高等学校への連絡体制ということでのお尋ねだと思います。

本市の中で、道立高校と私立高校等が避難所に指定されておりますけれども、それぞれの学校において緊急の際、避難所開設の際の連絡先というのを一応、市の防災担当がいただいておりますが、これで緊急の場合に連絡がとれるかどうかも含めて再度確認したいというふうに考えております。

○松田委員

再度確認するという事は、とれるかどうかということとはわからないということでしょうか。

○（総務）杉本主幹

現実には、まずとれるということで連絡いただいておりますけれども、万一通常の電話番号で通じない場合、他の学校管理者及び施設管理者の連絡先等もあわせて連絡いただけるようにというふうに考えていきたいと思っています。

○松田委員

それで、市内の先ほどの 9 か所以外のところにつきましては、開設職員というところが載っているのですけれども、先ほど言った 9 か所、高校だとか、また市のほかの施設については、開設職員という記載がないのですが、それについても大丈夫でしょうか。

○（総務）杉本主幹

避難所の開設職員につきましては、避難所のうち、まず小学校を第 1 次的に指定するものとして、緊急度が高いということで開設職員の指名をしているところでございます。

○松田委員

小学校、中学校が第 1 次、最初時ということですが、災害が起きた場合に、市民は、ここが第 1 次避難所なのか第 2 次避難所なのかということわからなくて、自分のところの避難所がここだということであれば、そこに行くことができ得ると思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○（総務）杉本主幹

発生した災害の種類にもよりますが、それぞれ指定されている避難所の管理者につきましては、例えば地震であれば一定以上の強さの地震があった場合に、避難所の開設をしていただくようお願いをしているところでございます。

○松田委員

この、市の開設職員というのはほとんどが市職員で、それも近隣に住んでいる職員が配置されていると思うのですが、高校とかとなったときに、それが近隣に住んでいるか、どこに住んでいるか、また夜間になった場合に連絡がとれるのかどうかという不安はないのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

連絡先については、例えば学校長等が小樽市外の場合でしたら施設管理者としまして、なるべく早く施設について操作することができる連絡先等を確認しているところでございます。

○松田委員

何か不安な部分があるのですけれども、とにかくそういう連絡体制がきちんととれるように確認をお願いしたい。

○総務部参事

今、主幹が答弁しましたが、ただ私どもも昨年のいろいろな風水害、台風などで、そういった事例という

のも聞いておりますので、今、委員がおっしゃったとおり、どうしても私どもの小・中学校のそういった開設職員というのは、近くに住む職員というのは先ほど御指摘がありましたが、そういうふうにはしていますけれども、ただ高校の場合、これは先日もお話があったように、これからいわゆる避難所のそういった運営マニュアルにも次年度から取りかかっていますので、その中で当然どのような方法が一番、先ほどあったように夜間でも、それから時間的にも、どのような形で対応できるのかと、それらも含めて改めて管理・運営マニュアルと並行して研究していきたいというふうに思います。

○松田委員

市長もスピード感ということをすごく強調されておりますので、まして災害というのは、いつ起きるかわかりませんので、至急研究だとかマニュアルについてよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、この避難所一覧表のところに備蓄食料の記載があり、そこにはアルファ米とクラッカーの備蓄があるというこゝで表示されておりますけれども、この収容可能人数とその個数について、どういったこゝでこの個数があるのかということがよくわかりません。どのように決めているのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

まず、収容可能人数でございますけれども、これは収容避難所の例えば屋内体育館及び教室の面積から収容可能人数というものを示しております。

それから、備蓄食料の数量につきましてはですが、それぞれ各地域の人口ですとか、あともう一つ参考にしておりますのは、昼間の発災で児童等が学校内に下校待機したときのことも考えまして、各校の児童・生徒数を参考にして決定しております。

○松田委員

それと、防災用品ということで、防災セットというものと毛布というのが記載になっているのですが、防災セットについては各避難所1セットということで記載されています。この防災用品というのは、どういったものがあるのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

防災セットの主な内容なのですが、懐中電灯、それから携帯ラジオ等が入っております。

それから、毛布につきましては、これまで比較的海岸に近い、いわゆる津波の際に避難者を収容することが想定される学校を中心に配布しております。

○松田委員

では、毛布については、備えているところと備えていないところがあるというのは、津波が起きたときのことを想定してということでしょうか。

○（総務）杉本主幹

御指摘のとおり、津波を想定して海岸に近いところの学校ということでございます。

○松田委員

毛布につきましては、寒さ対策という部分でも必要になってくると思うのですが、津波に対してだけの毛布の配布なのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

寒さ対策ということも兼ねての配慮でございます。

○松田委員

では、配置されていないところについては今後配置を、やはり全部のところ、あるところには毛布はある、あるところには毛布はないというのは、疑問に思いますが、全避難所に毛布、また枚数についても大体一つのところ50枚ということになっていますけれども、避難所の大きさからいって千人以上を一応想定した人数の

ろに50枚というのは少なすぎると思うのですが、これについてもどうでしょうか。

○（総務）杉本主幹

確かに50枚という枚数は十分な数とは言えません。そこで、平成24年度から、津波避難所から先行いたしまして、各5年ないし6年の計画で防寒対策用品もあわせて年次計画で整備していこうということで現在考えております。

○松田委員

それと、この防災計画によれば、災害対策本部が立ち上がったときに市職員がその任に当たるように、また役割についてもこの計画では明記されておりますけれども、このことについて各担当の職員は、そのことが役割というのはわかっているのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

防災対策本部の組織の各部、各班の各業務につきましては、防災計画に書かれているとおりなのですが、これがどの程度職員に周知されているかということもありますけれども、我々が依頼を受けて行った、いわゆる防災に関する職員研修の際には、この部分も含めて研修の中で説明させていただいて、周知に努めているところでございます。

○総務部参事

災害対策本部も各部のいろいろな役割があるのですが、これについては昨年9月に私どもで台風に対する災害対策本部をつくりましたので、その中で各部長を集めまして、改めて各部のそういった業務分担について認識してもらおうとともに、今後いろいろな場面で、この地域防災計画があるのですが、市が全庁一丸となって対応しなければならぬものですから、いろいろな機会をとらえて、また先ほど主幹も話しましたように、研修だとかそういったものも取り入れながら、それと、それぞれ異動しまして、また班が違うようなことになって、仕事の分担も変わってきますので、そういったところもいろいろと各部に浸透するような形で、いろいろな方法をとっていきたいと思っております。

○松田委員

今、おっしゃったように、市の職員の場合は人事異動が2年から3年、4年ぐらいおきにありますので、そういったことで、なぜ私がこのように重箱の隅をつつくような、いろいろな細かいことを聞くかということ、災害というのはいつどこで起きるかわかりませんし、その規模も大きなものから小さなものまで、想定外ということはあり得ないと思いますので、全部とは言いませんけれども、どのようなことがあったとしても対応できるようにしていくのが防災ということであると思いますので、その点についてよろしくお願いします。

◎津波ハザードマップについて

次に、津波ハザードマップの件でございますけれども、先日の市長の提案説明の中でも津波ハザードマップをつくって避難が必要な沿岸地域の世帯に配布しますということで、私たちも昨日いただいたのですが、郵送なのか、また町会を通すのか、民生委員を通すのか、こういった形で配布をしようとしているのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○（総務）杉本主幹

津波ハザードマップの配布につきましては、3月21日から各地区の各町会、自治防災組織と説明会を開きまして、その説明会の中で、各地区での配布の方法も含めて町会等と打合せをさせていただき予定となっております。ですから、基本的に配布につきましては、各地区の町会とか自治会を通じて配布することとなります。

○松田委員

あと、このマップというのは現行の津波浸水予測図に基づいてつくったということで、北海道から新たな予測図が示された後にはもう一回これをつくり直して、改めて全世界帯に配布する予定と言われておりますけれども、それは大体いつくらいになるのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

北海道からの新たな津波浸水予測につきましては、当初平成23年度内ということで予定されておりました。

同じ北海道内でも、オホーツク海岸、それから日本海沿岸区域につきましては、今後、津波の痕跡調査をいったん行うということで、北海道からは24年度以降になるということで説明を受けております。

○松田委員

では、24年度以降ということは、1年先なのか2年先なのか、北海道がつくることですからでしょうけれども、まだわからないということですか。

○（総務）杉本主幹

説明会の中では、実際にいつ出せるかはまだわからないということで伺っています。

○松田委員

このマップにつきましては、今回は避難区域に指定されている沿岸地域に配るということなのですけれども、新しいもの、改定されたものについては、全市ということは小樽市内全世帯に配っていただけるということなのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

新しいハザードマップにつきましては、全世帯への配布ということを予定しております。

○松田委員

先ほどから何回も言っておりますけれども、東日本大震災からまもなく1年になりますが、これからもいろいろな防災ということで、時には経験された人の知恵を生かすということで、また防災学習会を開くなど、防災に関して対応していただければというふうに思います。

◎教育行政執行方針について

次に、教育行政執行方針について聞かせてもらいたい。

先ほど前田委員の御質問の中で、学力検査という観点で、「市教委や学校等に組織的な取組や情報の伝達に課題があること、前例踏襲の体質があることなどを感じました」というふうに、本年度の教育行政執行方針の1ページの部分を教育長は述べられておりましたけれども、こういう何か伝達の課題だとか、そういった体質があるという、それ以外のことでの問題というのはあったのでしょうか。

○教育長

昨年も議会の中で、私から距離感という話をよく答弁をしたと思うのですが、教育委員会、学校、それからいろいろな教育機関、小樽にあるそれぞれの教育資源、下のほうに「一方で」と書いてあるのは、私自身とすれば小樽は非常に教育資源に恵まれているというふうに考えておりました、6月に着任して以来、いろいろな人のところに出向き、話を聞いたところで言えば、非常に教育資源に恵まれている、またマンパワーにも恵まれている。ところが、それが十分に連携して活用されていない。それが一番大きな原因です。

先ほども、例えば教育委員会の中では、これは教育委員会だけに限ったことではなくてどこの職場でもあると思うのですが、いわゆる縦割り行政、縦割りで係一つ違えばやっていることがわからないという、いわゆる横の連絡という、これは教育委員会と学校、又は学校間、若しくは学校の中で管理職と教職員、先ほど前田委員に答弁したように学校の中の教職員同士の意思の疎通、その一つの対策がネットワークということも一つにはあると。

教育行政執行方針全体を読んでいただくと、いわゆる機関連携、それから人と人の組織的な仕事というところには実はターゲットを絞っておりました、道立図書館、市立図書館、学校図書館、それを結んで、図書館にすれば利用の増を図る、一方で学校図書館にすれば学校図書館の活性化という、双方のねらいを連携して、これまで教育委員会、学校というその仕事がそこだけで完結するように思われていましたけれども、そういうことではなくて、小樽の恵まれた資源を使って、小樽市全体で子供たちの教育を後押ししていくというものをつくり上げたいというのが、

今回の執行方針の私の一番の考えたところでございます。

○松田委員

やはり連携という、縦割りではなくて横のつながり、今回の震災も「絆」ということがありましたけれども、人と人のつながり、先ほどメンタルヘルスで、結局、精神疾患で長い間休職している方もいらっしゃると思います。それが全部この原因かどうかわかりませんが、そういったことでやはりまた取り組んでいただいて、小樽の資源を育てながら、また教育というのは本当に大事なことでありますので、よろしく願いいたします。

◎幼稚園就園奨励費補助金について

次に、幼稚園就園奨励費補助金制度についてお聞きしたいと思います。

この制度については、どのような経緯で創設された制度なのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○（教育）学校教育課長

幼稚園就園奨励費補助金につきましては、幼児教育の振興を図るということを目的に、この補助金制度ができております。これについては、小樽市には公立の幼稚園はございませんので、私立幼稚園を設置している設置者で保護者の所得状況で保育料等を減額しているという措置を行っているところに対して、その幼稚園に補助金を交付しているという事業です。

○松田委員

該当人数というのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。二、三年ぐらいの経緯でお聞かせいただければと思います。

○（教育）学校教育課長

決算数値で直近 3 年の数字で申しますと、平成 20 年度で申しますと人数で 1,216 人、21 年度は 1,146 人、22 年度が 1,109 人に対して、交付金が該当している形になっております。

○松田委員

今回、補助単価が引き上がったということが述べられておりましたけれども、どのような形でどのぐらい単価が引き上げられたのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

この幼稚園就園奨励費補助金につきましては、国の補助がございまして、補助につきましては事業費の 3 分の 1 以内という形で補助が来ております。その補助単価額につきましては、小樽市の場合はこの額を上限に就園奨励費補助金を出してございますけれども、これにつきましては、いわゆる所得の階層、いわゆる市民税額の階層と、それからその幼稚園に 1 人入園しているのか、2 人入園しているのかということで額が変わっていくわけです。一般的に、例えば市民税の非課税世帯の額で申しますと、これは大体年収で申しますと 270 万円以下で、夫婦と子供 2 人ということで申しますと、この金額が平成 23 年度で言えば 19 万 3,200 円が 19 万 6,200 円、3,000 円アップします。ほかの階層の分についても、おおむね二、三千円ぐらい補助限度額がアップされているという状況でございます。

○松田委員

幼稚園というと、学校へ行く前の子供たちが通うところなのですが、現在少子高齢化ということで、子供たちも兄弟も少なくなってきたと。また、親も子育てで苦勞して悩むことが多いと。そういったことで子供たちも地域、同世代の子供と一緒にいって行くということで幼稚園というのもあると思いますので、この点についてもしっかり頑張っていただきたいというふうに思います。

○千葉委員

初めに、一般質問で防災の件で伺いました。今、松田委員からもいろいろな質問がありましたけれども、1 点だけもう一度伺いたいところがございますので、質問させていただきたいと思います。

### ◎図上訓練D I Gについて

先ほどから避難所の運営ということで、私も質問させていただいたのですが、この避難体制の構築に当たって、防災については図上訓練D I Gというものを取り入れていくという御答弁がありました。このD I Gについて、どのようなものなのかにお聞かせいただけますでしょうか。

#### ○（総務）杉本主幹

D I Gについてのお尋ねでございますけれども、ディーアイジー又はディグと呼ばれておりまして、Disaster Imagination Gameの略です。それで一般的には、災害図上訓練というふうと呼ばれております。

これにつきましては、訓練をする人たちがグループに分かれまして、一定の図面、その地域若しくは代表されるところの図面を使用いたしまして、自分たちのまち、その図面の中にあるいろいろな災害に対する危険性をゲームのプレイヤーが見つけ出していき、それに対してどういった対処が必要か、また避難の際に注意すべき点は何かなどを、そのグループの中で討論しながら共通意識を持っていくと、それによって災害に対する模擬訓練を行うというような訓練方法でございます。

#### ○千葉委員

そうしましたら、この訓練というのは、小樽市ではどのような形で進められていくのかについてもお示し願います。

#### ○（総務）杉本主幹

小樽市での進め方についてですけれども、まず今回、津波に対する避難が必要な地域について、津波ハザードマップを作成いたしまして配布いたします。

今回考えております、このD I Gを実施する場合につきましては、今回の津波ハザードマップを利用いたしまして、マップに記載されている浸水区域又はそれ以上の等高線に色分けした線が入っていると思いますので、さらに大きな津波が来た場合などを想定いたしまして、この図面を利用した災害図上訓練をいたしたいというふうを考えております。

#### ○千葉委員

それは、各地域がどういう単位で、人数ですとか、今後どのように進められていくかについても、お示しいただけますか。

#### ○（総務）杉本主幹

各地域の町会ですとか、自主防災組織等の人数規模によっても異なってまいりますけれども、人数が多いときにはグループ分けをして実施したいというふうに思っておりますので、そのあたりにつきましては、各地域の町会若しくは自主防災組織とその訓練方式の想定については打合せをしながら、これから進めていきたいというふうに考えております。

#### ○千葉委員

昨日いただいたハザードマップもかなり細かいといえますが、各地域に配られると思うのですが、用紙も大きいですし、それを持って逃げるわけにもいかないのです、まず、その訓練の積み重ねによって、今、自分がどこにいてどこに逃げればいいのかということで、たぶん1回の訓練では済まないというふうにも思うのですが、このツールをぜひ有効に活用していただいて、地域にその地図自体があるということではなくて、頭の中にそういう避難場所などが出ていただけるようなツールとして使っていただければというふうに思います。

### ◎市制施行90周年記念事業について

次に、小樽市制施行90周年ということで、来年度の予算の中に幾つか記念行事があるということで、その件について何点かお伺いをしていきたいというふうに思います。

初めに、市制施行90周年記念事業として、8月1日に市民センターマリホールで開かれるこの行事について、

内容、また参加者等をお示しいただけますでしょうか。

○（総務）総務課長

8月1日の記念式典でございますけれども、大体8月1日の午前中を予定してございまして、70周年、80周年でも記念式典を行っているのですが、市長からの祝辞とか、来賓からごあいさついただいて、アトラクションという形で、内容はこれから考えることにしておりますけれども、そういうもので式典を構成していきたいと思っております。

その参加者ですけれども、大体400名ほどと見ています。後志管内の各町村の方、町村長とか市内の各界の代表の方に御案内して、約400名の方の出席をいただきながら、記念式典を開催させていただきたいというふうに考えてございます。

○千葉委員

では、ほかの事業について、端的に何点か質問させていただきたいと思います。

その記念行事の中に、ほかに文学館・美術館の記念行事もあるということで、この内容についてまずお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）文学館副館長

文学館では、市制90周年を記念いたしまして、特別展「岡田三郎と庁立小樽中学校」を開催いたします。9月8日から11月4日までの開催です。

岡田三郎という人は、松前生まれなのですけれども、庁立小樽中学校を卒業しまして、戦前は主に自然主義の私小説作家として活躍をした人で、伊藤整なども高く評価している作家です。

庁立小樽中学校の校歌を、大正9年なのですけれども、つくりまして、これは今でも潮陵高校の校歌として歌われているものです。その庁立小樽中学校も、今の潮陵高校なのですけれども、今年創立110周年ということで、それにも関連しまして、この展覧会を実施するものです。

○（教育）美術館副館長

美術館では、幌内鉄道全線開通130周年と市制施行90周年記念事業ということで、共同企画展「銀河鉄道の夜」を予定しております。

北海道で最初の鉄道であります幌内鉄道の全線開通からちょうど130周年の節目となるということで、これを記念いたしまして、北海道のゼロマイルポイントの手宮と南小樽を結ぶこの旧国鉄手宮線の鉄路が今もすぐ横に残りますこの文学館・美術館で、その鉄道、天文、文学に関係の深い宮沢賢治の「銀河鉄道の夜」をテーマにした共同企画展を開催するものであります。

宇宙と神話の世界を描きますデジタルグラフィックアーティストとして人気の高いKAGAYA氏の「銀河鉄道の夜」のデジタルペインティング作品を中心に、展覧会を構成するものであります。

○千葉委員

まとめて質問させていただきます。

今、そういう記念行事についてお伺いをしました。財政に余裕があれば、もっとたくさんの内容ができたというふうに思うのですけれども、再整備事業で文学館・美術館もあのようにきれいになりまして、あと今回は水洗トイレも改修をするということで、まず1点としては、今後どのような施設整備が必要と考えられているのかということと、館内で今まで市民の支えがあって直したところも数多くあると思うのですが、来年度またそういう中で、どこか改修ができるところなどがあるのかどうかを2点目で伺いたいと思います。

最後に、総合博物館でも記念行事があるというふうに伺っておりまして、聞くところによるとゼロ予算で事業があるということで非常に興味がありまして、その辺についても御説明願いたいと思います。

### ○（教育）美術館副館長

文学館・美術館の再整備の関係でございますけれども、実は文学館・美術館維持保全計画というものを策定いたしまして、昨年10月の決算特別委員会にその成果品を提出しております。およそ4億円ほどがかかるという計画となっております。また現在の市の状況を考えますと非常に厳しい部分がございます。まずは緊急度の高いもの、それから利用者の要望を考慮してということで、急ぐものから手をかけていきたいという中で、来年度、トイレの洋式化というところから手をつけていくことになるということになります。

それから、市民をはじめ、いろいろな方の応援をいただいているのですけれども、実は小樽信用金庫の90周年の記念事業の関係がございます。美術館2階でございます企画展示室、長年の使用によりまして、この壁が汚れや傷みが顕著となってきているということから、その壁のクロスの張り替えを行っていただけるということになっております。いろいろ展覧会の関係もございまして、今、ゴールデンウィーク明けにその工事を行うということで予定をしているところでございます。

### ○（教育）総合博物館副館長

総合博物館では、市制施行90周年記念事業としまして、記念式典があります8月1日を挟んだ7月後半から9月にかけて「小樽が市になったころ」というタイトルで企画展を行う予定でございます。これは、市立図書館と連携した展示でございます。図書館が大正4年に開館しております。市制施行のときにありました施設として、図書館は既に活動を続けておりました。その図書館が持っています希少な資料を中心に、市になったころ、大正11年を中心とした時代の紹介、そして、その後の小樽の歩みを、図書館が持っている資料を中心に、あと総合博物館が持っている資料と組み合わせる展示を行いたいと考えております。また、あわせて図書館内におきましても、その展示のミニ版としてサテライト展示を行う予定でございます。

それに続きまして、10月から12月にかけて、幌内鉄道全通130周年記念と市制施行90周年を記念いたしまして、JR北海道、それから三笠鉄道記念館と連携いたしまして、「石炭と鉄道」というタイトルでの企画展を考えております。これは、かつて石炭産業が盛んだった時代、小樽は石炭の積出し港として大変栄えました。石炭という視点で小樽を振り返ってみようということで、当館が所蔵しています築港関係の資料を中心に展示を行いたいと考えております。

なお、事業費につきましては、経常経費の中の調査研究費の中でこの事業を行うことにいたしまして、特に計上はいたしておりません。

### ○千葉委員

最後に要望といいますか、今回90周年ということで、美術館も文学館も、今の総合博物館も非常に希望されて、より市民が行きやすい場として、さまざまな行事を考えていただいているのですけれども、次回は100周年ということで、本当にこのときには、市民協働ということで参加できるようなといいますか、市民が考えた行事が遂行できるような、そういう発展した100周年を迎えていきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いをして、私の質問は終わりたいと思います。

### ○委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

### ○林下委員

#### ◎原子力防災対策について

それでは、私からは、原子力防災対策について、幾つか伺いたいと思います。

福島第一原発事故から、まもなく1年が経過しようとしていると。現在、その被害の実態やいろいろな問題点が解明されつつあります。その結果を見ますと、我が国の知識や技術や、あるいはアメリカなどの技術支援なども総

動員をした形の中でもなお、完全復旧には数十年とか、あるいは100兆円も超える費用がかかるのではないかという指摘もあります。それでもなお、海や河川、大気、土壌の汚染による人体や動植物、海洋生態系への影響については、将来にわたって大きな懸念が残るといふに言われています。そうしたことから、やはり原発事故というのは、二度と起こしてはならないということが国民共通の課題であるといふに思いますし、原発が存在する限り、万全の防災対策を急ぐというのは当然のことと考えています。

市長は、新年度の予算編成に当たって、防災対策あるいは雇用に重点を置いてやっていくということで決意の表明もありましたし、特にUPZの拡大について積極的な取組をしていくという表明をされて、大変評価しております。そういうことで、原子力防災については、まず基本的に国や道が枠組みを早くつくってやるべきことであるということの認識は、私もいたしております。しかし、万が一の事故が起きたときは、30キロメートル圏内の小樽市が担うべきであろう役割が非常に重要であるという立場で、何点かお聞きしたいといふふうに考えております。

2月13日に実施されました原子力防災訓練というのは、道や泊村、岩内町、共和町、神恵内村の参加ということにとどまりまして、30キロメートル圏内のその他の市町村や小樽市や札幌市は含まれておりません。そしてまた、住民が参加する避難訓練というのも見送られて、極めて不自然な防災訓練であったという、マスコミを含めて論調がありました。

この防災訓練に、小樽市に対して道からどのようなアプローチがあったのか、まずお聞きしたいと思います。

#### ○総務部参事

初めに1月の末に泊発電所に係る防災実務者会議がございました。その中で、2月の原子力防災会議についての概要の説明がありまして、その後正式に道から連絡がありましたので、その旨を市長にも伝えております。

#### ○林下委員

単なるお知らせという形で終わったのかなといふふうに受け止めましたけれども、原発事故を想定した場合、まず最も優先しなければならないことは住民の避難であるという認識というのは、この間の議論からも、私も同感なのですが、4町村だけのことを考えても、すべての住民を避難させるという、例えばバスの手配だとか、あるいは救援に向かうであろうトラックの手配だとかいうのは、近隣の市町村で一番その能力があるのは小樽市と札幌市しかないといふふうに思います。当然、その避難住民がどこへ避難してくるのかといえば、小樽が一番直近で、予想される避難場所としては一番近いところではないかといふふうに思います。

そうした意味で、今回全くそうした教訓を生かした訓練にならなかったという点については、どのような感想をお持ちですか。

#### ○総務部参事

実は、私はその訓練を視察してまいりまして、今、委員がおっしゃったように、確かに図上訓練ということを中心にやりまして、その内容としてはオフサイトセンターの代替え移転ということを道で重点的に行ったというようなことで、ただ私が見ている限り地域住民の避難は、実は、実際には5キロメートル圏内の住民避難は、5キロメートル圏外に退避する訓練として行っております。ただ、道としては、まだ先ほど委員がおっしゃっていたように枠組みがしっかりしていない中で、できるものからしていくといふような考えの中で訓練を行ったのではないかと、視察している中でもそういう感じを受け取りました。

#### ○林下委員

訓練の目的がオフサイトセンターの移転だということも、今回の報道などを見ると、そういうことなのかといふふうに思うのですけれども、私もさきの代表質問で、このオフサイトセンターの移転というのは非常に急がなければ危ないのではないかという話をした経緯があります。

また、例えば今回の事故を振り返りますと、福島のアフサイトセンターは泊よりも若干原発から遠い位置にあつたのですけれども、危険が迫って、放射線を防ぐ防火扉というのですか、そういうのも全く不備だったということ

で、原子力安全・保安院の担当職員もいち早く避難して、全くその情報が対策本部なりに伝わってこなかったということが指摘をされています。

そういうことを考えますと、オフサイトセンターは今回いろいろな検証の中で大変問題だと、全国的に見ても避難勧奨地域にも入っていると。それで今回、国としては最低 2 か所のオフサイトセンターを設ける必要があるというような、どうやら結論になっていくのではないかと思うのですけれども、国や道に対して、小樽市として非常に言いにくいことなのかもしれませんが、小樽市としてはそういう条件からいえば、オフサイトセンターが移転なりあるいは新設される場合に、候補地として名乗りを上げる意思はないでしょうか。

#### ○総務部参事

まだこのオフサイトセンターについては、昨年起きた事故では福島県庁に移設しなければならなかったということで、いろいろな検証もしておりますし、また、福島第一原発以上に泊原発のオフサイトセンターが近いと、2 キロメートルしか離れていないということもあって、代替としては、まずは道としては、今のところ後志総合振興局ですか、そういったものを目当てにしているのですけれども、ただ、それ以外については、今後は道が国と十分協議して進めていきたいというような考えが前提にあるので、ただ、いろいろな場面でまたそういうような相談があれば、その相談の内容に応じて話を聞くということではできないかというふうに思っています。

#### ○林下委員

オフサイトセンターの設置目的というのは、放射線の監視ばかりでなくて、その事故に対応した住民の避難とか誘導とかいろいろ使命があると言われてますから、その実態として、例えば後志振興局にオフサイトセンターを移転しても、実際救援に向かうのは小樽とか札幌ということになると、非常に効率が悪い結果になるのではないかというふうに私は考えています。ぜひ、そういう立場で検討していただければ、これは国や道に対する要望ということになるのでしょうかけれども、防災の担当として、そういう視点を持っていただければと思うのですけれども、いかがですか。

#### ○総務部参事

いずれにしても、国や道の動きを注視してまいりたいと思います。

#### ○林下委員

##### ◎放射線防護服について

次に、これも以前の委員会で聞いたのですけれども、消防署には事故後初めてNBC防護服というのが5着配備をされたというふうに伺いました。しかし、配備されましたけれども、放射線に対する防護はまだまだ不十分だと。これを改良するあるいは増備をするという必要性というか、そういった点についてはどのような対応を考えていますか。

#### ○総務部参事

確かに消防のほうに昨年、防護服を配備していますけれども、ただ、いずれにしましても、先ほどの枠組みの中で、北海道の原子力防災計画の中で、小樽市の位置づけがされておられませんので、そういった防護服の用意というのは今のところはないのですが、ただ極論といいますか、もし仮に何かあった場合には、現地からそういった指令がもしありましたら、当然現地の状況を十分情報提供していただきながら、それから放射線のそういった部分の拡散状況とか、いろいろなものを判断した中で、指令となればそういうことになるのでしょうかけれども、確かにそういうのを抜きにして、もし行く場合には、最小限必要な安全対策をとらせなければならないものですから、消防にある防護服も活用しながら行きたいと思います。

#### ○林下委員

以前にもそういう質問をしておりますけれども、消防職員というのはいろいろな規定があって、たとえ小樽市であろうが札幌市であろうが要請があれば行かなければならないという規定になっているそうですから、そこに本当

に丸腰で行くようなことだけはすべきではないのではないかというふうに思っています。

それで、放射線に対する防護服の、消防署としての必要数は、今、確保されているのでしょうか。

**○（消防）警防課長**

消防本部としての、現在の防護服の保有についてという御質問ですけれども、先ほどもお話がありましたように、陽圧式というものについては5着整備しております。そのほか、使い捨ての防護服、一般にはテレビでも見ましたように、白い上下の使い捨てのものです。これについては現在10着用意してございます。

**○林下委員**

実際、私もテレビでよく拝見しているのですけれども、何かかっぱみみたいな白い防護服がどの程度本当に放射線に有効なのかというのは、NBC防護服でさえ不完全だと聞いており、本当に放射線防護ができるのか、実は私は非常に不思議に思って常に見ているのです。

また、本当に万が一出動要請があったときに、10着くらいの要員で間に合うのかどうかというのが非常に私は心配なのですけれども、その辺についてはどうですか。

**○（消防）警防課長**

ただいまの10着で間に合うのかというお話ですけれども、例えば現地の消防本部では、実際にこういった防護服については、話を聞きますと6着程度しか用意していないということです。それで、基本的に事故の発災事業所が防護服の整備、備蓄をして、そして事故があった場合には、実際に地元の消防本部等にその備蓄品を配って、それに対応するという形になっているそうです。

したがって、当本部も万が一足りない場合には、その備蓄しているものを活用して、最低限度の安全を確保しながら万全を確保しながら活動するという形になろうかと思えます。

**○林下委員**

どうも私としては、これは国や道の責任だと思いますけれども、極めて不十分な状態だというふうに思うのです。万が一事故が発生したときに、例えば今回の福島事故のときには20キロメートル圏内が避難地域に指定をされて、地域住民を避難させる救援のバスだとかトラックが全然20キロメートル圏内に入れないということ、関係町村の首長がインタビューで答えている映像が全国に流されました。どうしてこのようなことになっているのだらうと思えば、今の使い捨ての防護服すら全く配置をされていなかったと。消防署ですら、今そのような状態ですから、例えばそういう、緊急にバスだとかトラックの要請があった場合に、これはだれが用意すべきものなのか。もちろん、私はそういうことについていろいろ調べてみましたけれども、これはどこも今のところ責任の持てる場所はないということなのです。

それで、ぜひその辺の考え方について、小樽市としては、原発の対応について、原発から近い都市として何か考えておく必要が、国や道に対して言うべきことがあるのではないかというのが私の考え方なのですけれども、いかがでしょうか。

**○総務部参事**

現在、北海道原子力防災計画の見直しをしております、ただ広域避難体制というのを、今回の福島第一原発事故を踏まえまして、そういった観点から検討しています。委員がおっしゃったように、ただ防護服だけでなく、いろいろな安全対策というのはほかにもありますので、その中で、今、検討されています。ただ、いろいろな中で、小樽市の今のその位置というのははっきりしていませんけれども、そういった中で避難先に小樽市あるいは札幌市がなるということになれば、当然小樽市の意見は話していきたいと思っております。

**○林下委員**

それでは、ぜひ早急に必要と思われる枚数の確保というのを考えていただきたいというふうに思います。

**◎消防救急無線のデジタル化について**

次に、今回、消防救急無線のデジタル化ということが予算化されまして、いよいよ動き出すというふうに理解をしておりますけれども、デジタル化された場合、今使用している周波数の、正確に何局あるかわからないのですが、その局は周波数帯を返すということになるのか、あるいは小樽で災害時に使うことができるのかという考え方なのですけれども、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○（消防）総務課長

ただいま御質問がありました消防救急無線をデジタル化した場合の、現在私どもが使用しておりますアナログ式無線の150メガヘルツ帯の周波数の取扱いということでございますけれども、これにつきましては、デジタル化をしました場合は260メガヘルツ帯の周波数に移行するというようになっております。

したがいまして、現在使用しております150メガヘルツ帯の周波数につきましては、総務省の許可を得て使用しておりますので、免許の更新とともに返納する、使用できない状況になるということで決まっております。

○林下委員

今回、本会議でもいろいろ質問がありましたけれども、大きな災害時にはほとんど携帯電話も有線電話も使えないという事象が、私もたまたま大船渡に身内の者がいるのですが、東日本大震災のときには1週間全く電話が通じなかった。衛星公衆電話が設置されて、長いこと順番を待ってやっとつながったという、向こうからかかってきた、それほどひどい状態でした。

そういうことを考えますと、今回、消防団にこの無線を利用できないかという話は、非常に緊急の課題だというふうに、私もこういう経験をしている以上、何とかそういうことができないのかと。今回あいた周波数を消防団あるいは消防署としても何か活用できることにならないのかというふうに思っていたのですけれども、総務省の判断というのはなかなか難しいということでしょうか。

○（消防）総務課長

返納することになります150メガヘルツ帯の周波数でございますけれども、今、消防団などの通信手段として有効に活用できないかという御質問かと思っておりますが、私どもは今回デジタル化をするに当たりまして、消防団の通信手段についても確保しなければならないと考えております。

したがいまして、今デジタル化する場合に、小樽市消防本部に幾つの周波数が割り当てられるのかということにつきましても、総合通信局と現在検討中でありまして、そういった中で、より多くの周波数がいただけるのであれば、消防団の通信手段として確保していきたいと思っております。

ただ、この150メガヘルツ帯の周波数をそのまま使わせていただきたいということについては、今のところ総務省ではそれはできないということになっておりますので、そうできなくなった場合であっても、消防団等の活動に対しては、通信ということは非常に重要だと思っておりますので、何らかの確保をしたいと考えております。

○林下委員

非常に前向きに検討されているということで、私も理解をいたしましたけれども、釈迦に説法ですが、あらゆる災害に共通した課題というのは現場の第一報というふうに言われていますし、その遅れが対策に大きく影響するというふうにも言われていますから、機器の整備をするという立場で考えますと、その150メガヘルツ帯のアナログ無線というのは従来から使っていた無線ですから、設備投資も少なく済むのではないかとというふうに実は思っていますし、アナログだと非常に簡単にいろいろ対応できるかもしれないけれども、デジタル無線というのは非常に高度ないろいろな技術が使われているから、機器を整備するのも大変な費用がかかるというふうに私も理解しているのですが、何とかアナログで使えるような周波数帯を割り当てていただけないものかということ、ぜひ検討してもらえればと思うのですけれども、どうですか。

○（消防）総務課長

150メガヘルツ帯のアナログ無線の周波数の活用ということでございますけれども、大変残念なのですが、全国的

にアナログ無線自体が使用禁止になるものですから、現在の機器を利用してアナログ無線自体を使用すること自体が無理だということですので、委員が機器の設備投資がかかると御心配していただくのは大変わかりますけれども、私ども小樽市消防本部だけがアナログを使うということになると、電波法違反ということになってしまいますので、デジタルに移行しなければならないというのが現状でございます。

いずれにいたしましても、国や道に対しましては、消防の通信手段の確保につきましては事あるごとに申入れをしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

#### ○林下委員

私も法律を犯してまでという考えはもちろんありませんけれども、私どもも、もしどこかに応援するような機会があれば、ぜひやってみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

#### ◎津波ハザードマップについて

次に、津波ハザードマップが今回作成されたわけなのですが、これから7か所で市民説明会を開くという計画も聞きました。

今回、生活環境部で津波に対する地域のリーダー研修みたいなのがあって、道立地質研究所から講師が来て、いろいろなお話をされたというふうに聞いているのですけれども、これはどういう経過でこういうことになったのか、まずこのハザードマップの作成にかかわった方が来られたのか、その辺について伺いたいと思います。

#### ○（総務）杉本主幹

今回作成いたしました小樽市津波ハザードマップにつきましては、北海道が平成22年3月に示しました津波シミュレーション及び被害想定調査業務報告書を基に作成しているものでございます。

今回の、小樽コミュニティリーダー研修会の講師の関係だと思っておりますけれども、そちらについての関連性については私どもでは承知しておりません。

#### ○林下委員

防災のほうでかかわっていないということなのですが、その資料を見せていただいて、非常に専門的に研究された内容が書かれているというふう感じたのですが、例えば避難の方法だとか、避難場所の選定だとか、あるいは効果的な避難のためには、何かこういう研究機関のアドバイザーとかそういったものもあれば大変有効だと思うのですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

#### ○（総務）杉本主幹

今回の津波ハザードマップの配布の際の説明会の中では考えておりませんが、今後、北海道を通じて、北海道の津波シミュレーション等の内容のことで、同様の学識経験者ですとか専門家から、もし御意見等のアドバイスがいただけるようであれば、それらの導入についても考えてまいりたいというふうに考えております。

#### ○林下委員

実は、津波災害というのは、あまり私たちの先祖も私たちが経験したことがない、小樽ではそういうことが言われておりますから、非常にいろいろな意味で手探りの部分もあると思うので、こういう専門機関が力をかけていただければ、今後また見直しの時期も来ると思いますから、ぜひ協力をいただいてやればありがたいと思うのですが、その点についてよろしくお願いをいたします。

#### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 58 分

再開 午後 3 時 18 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。  
一新小樽。

○吹田委員

◎大阪市の私用メール問題に関連して

まず、大阪市の私用メールの問題ということが出たわけでございます。基本的にそういう問題というのはどこにでもある問題だろうと思うのでありまして、こういう問題が出ますと、各市町村はそういう問題がうちにあるのかどうかということを、まず考えるのが本当だと思うのですが、このメールの問題について、いわゆる公的な仕事の中のメールだったら、全く問題はない話ですが、そうでない限り、いろいろと問題があるのですけれども、これらにつきまして、本市では恐らく総務部で管轄しているのですが、総務部は同様の問題があるかどうかについて、調査するといった動きはあったのでしょうか。

○（総務）情報システム課長

市内 LAN のメールにつきましては、情報システム課のサーバでやっておりますけれども、今のところ調査ということになってきますと、今までは調査したことはございません。

○吹田委員

私にしますと、こういう問題が何かということは、情報システム課の方がやりますという話には絶対にならないと思うのです。例えばそういう問題があるかどうかについて判断するのは、総務部長なり、その上かと思うのです。そういうところの方は、今回こういう問題があったから、本市でも調べないとだめだと、こういう形で考えたかどうか、動いたかどうかというのは、いかがでしょうか。

○総務部長

基本的に大阪市の事例については、私どもは承知いたしておりますし、調査と申しますか、どういった事例かということについては、我々なりに調べているところでございますけれども、基本的には委員が御指摘されている部分というのは、たぶん我々に対しては、公務員ですから、職務に専念する義務というのがある。その中で、職務中に私用メールをすることはどうかということだと思いますので、その辺については十分我々としても承知はしておりますけれども、現時点では職員のメールのやりとりが 1 日でかなりの量になりますので、現在、費用ですとか時間をかけて調査するという考え方は、基本的にはございません。

○吹田委員

こういうものは、私は、常時これをやるなんていうのはとてもではないですが、人手と費用がかかりますので、こういう問題が起きたときにだけ、そういう面ではランダムに何かをやるのだったら、常にそういう形で、何かがあったときに、我々もそのようなことはそもそもはやらないのが基本ですから、業務ではないですから。でも、何かがあったときには、そういう部分では 10 年に 1 回か、20 年に 1 回かわかりませんが、やってみようかと、1 回やればそういう実態は把握できますから、状況把握になるのですが、そういう考え方でやるのが普通でないかと私は思うのです。基本的な業務ですから。

その辺について、部長が率先して、今はやっていないのだけれども、何か事があったときは、そういうものを動かしてみるというのが基本だと思いますが、そういうものについては、基本的な考えとして、そういうことは今後もないと考えていますか。例えばないとなったときは、自分たちのほうでどうかと。調べておかなければならないと。恐らく私は、市長がこういうのを聞いていたって、いや、うちは大丈夫か、このような発言が、市の内部から出てくるような気がするのです。そのときに、いやいや、関係部署ではそういうことはありませんからと。こういう形では回答になるかどうかと思うのですけれども、そういうような考え方はどのような感じでしょうか。

○総務部長

今の委員の御質問の趣旨でございますけれども、こういった事案が他都市で発生した場合について、本市として何か動きはないのかというようなことの御質問だというふうに理解いたしました。先ほどの答弁で調査はしないということをお願いしたけれども、何もしないということではございませんでして、このメールの取扱い等につきましては、情報セキュリティ確保のための行動基準というのが示されておまして、この行動基準の中には、例えば今のメールの問題で申し上げますと、電子メールの使用という項がございます。業務上必要のないあて先に電子メールを送信しないという規定が一つございます。それからもう一つ、処分という項もございまして、この行動基準に違反する行動は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法の懲戒処分の対象となる場合があるということで処分の規定もございまして、今、委員の御質問の中にあつた動きという部分で申し上げますと、この事案を契機にしまして、機会を見てこういった行動基準があるということについては、周知を検討していきたいというふうには考えております。

○吹田委員

今のお話を聞きまして、今度は情報システム課に聞きたいのですけれども、実際に各部署の方々がこのメールの送信なりをやるのですが、これにつきまして、この履歴等はどこが管理するかと思っておりますけれども、これはどういう形になるのですか。

○（総務）情報システム課長

メールの履歴についての御質問だと思うのですけれども、メールの履歴については、約 2 週間分が情報システム課にありますサーバの中に記録されている状態になっております。大体、メールの件数というのも 1 日で 1 万件から 3 万件ぐらいまでになると思うのですけれども、それが 2 週間分ぐらい蓄積されているという状況でございます。

○吹田委員

それは、送受信の履歴が 2 週間しか残らないということですか。

○（総務）情報システム課長

メールの送受信の履歴、内容も含めてなのでございますけれども、今、2 週間分が保存されるという意味です。

○吹田委員

大阪市では、相当、期間を持っていらっしゃるような。それを全部出すように言ったら、その担当部署がすぐ用意したということでございますけれども、本市の場合はその程度しか持っていないということが、私もあまりそれらについて詳しくはないのですが、期間的に本当にその程度なのかと。

この問題については、そういう部分では、部長が言ったように、きちんとしたパソコンの使い方について、これからは職員に周知していきたいということでもありますけれども、この辺のところは、私はそういう機会があれば、きちんとたまには、それほど頻繁でございませぬが、やるべきだと考えているのですけれども、今後そういうことについては、市は何か問題がはっきりした場合にはやるとは思いますが、そうでなくても日ごろ機会があればということでもやることを考えていないかと思うのですけれども、今後のことについて少し聞きたいのですが、いかがでしょう。

○（総務）情報システム課長

周知の問題についての御質問でございますけれども、先ほど、部長からも話をいたしましたけれども、周知について、今、二つぐらいありまして、一つ目は市内 LAN 中のトップページで全職員が見るところがあります。この中で、先ほど申し上げました行動基準の内容が細かくいろいろありますけれども、そちらの中に先ほどの業務上必要のない電子メールを送信しないですとか、いろいろありますが、それらを見られるような形になっておりますし、もう一つは職員の研修の中で、こういった情報セキュリティについての研修をやっております。これによりまして、細かいところがいろいろあるのですけれども、今、周知をしていくような状況になっております。

### ○吹田委員

私は、こういう問題が小樽市でも起きないことを願って、本日、いろいろと話をしました。

### ◎校長・教頭人事について

続きまして、これも大阪市長が話題に出したものです。教育について、人事に組合が関与していた。これについて、これから徹底して排除していくことを言ったのですけれども、こういうものについても、私はやはりそういうことがあるのかとなったときに、それでは教育委員会で、例えば失礼ですが、教育長はまだこちらにこられて間もない方だからですけれども、いや、それなら小樽市でもそういうことがあるのだろうかと普通は考えます。それでなおかつこの問題は、私たちの中ではあそこだけが特別なところではないという感じがするのです。全国でそうなっているということをよく耳にするわけです。そういう場合には、小樽の場合はどうかと考えるのが普通だと思うのですけれども、教育長は、これについて、そういう問題があるかどうかを調べてみようかと、こういった形で動いたかどうかということについて、いかがですか。

### ○教育長

端的に申し上げて、今年の人事はほぼ終わりにかけていますけれども、そういう働きかけだとかというのは一度もございません。

それから、私が平成15年、16年と後志教育局にいて、局長時代に、平成15年以前に、人事が始まったときに、組合から要望書を持ってくるということがあったという話は聞いたことがありますけれども、私の時代には受け取っておりませんでした。それ以後は、そういう要望書を提出するだとか、組合が介入するだとかということは、今の時点ではもうないものと私としては認識しております。

### ○吹田委員

それで、今、校長と教頭の人事は、道教委が行うほうがいいかもしれないと、常に考えているのですけれども、そもそもその人事を決める前に、市町村の教育委員会にいわゆる推薦というか、そういうのを決めて出してもらって、あちら側がそういう教員を決めるということをやられると思うのですが、小樽市の中でそういう形のことが行われていないかどうかという問題です。私はきちんとその辺のところを精査していただきたいと。これは、やはりいろいろとそういう関係を、今はもう退職された方々がたくさんいらっしゃるのですけれども、いろいろ聞いていると、自分たちにそういう形で話が来て、正式に発表されるのですが、その前に組合はすべて知っていて、後からもやっている。そういうことで、だからそこはつながっているのではないかと思うのです。

だから、例えば市で、教育委員会でやるときに、何かあちらとそういう調整なり、何か事前の話合いになっているのかというようなイメージが私にはあるのだけれども、そういうことというのは、そもそもそういう動きになることはあるのですか。

### ○教育長

校長、教頭人事で組合に話をするということは、全くありません。

### ○吹田委員

この問題について、実際にそういう形がないというふうに、今、教育長はおっしゃったのですけれども、通常、校長とか教頭とか、一般の教員もそうですが、これはどういう形であちらに対して内申というのですか、そういうものをやるための案づくりをどこでやっていらっしゃるのですか。

それと、その中では今、教育委員が5人でありましてけれども、教育委員はそこにどういう形で関与されているのか。

また、教育委員会の会議がありますけれども、そういう中ではさまざまな意見が出ていますが、それについて、例えば今までで、それは秘密の関係だと思うのですけれども、そういう形ではあちらが全員反対したから、原案を変えてやりましたとか、そういうことは過去にあったのでしょうか。

## ○（教育）学校教育課長

事務手続的なことについては、私から話をいたします。

まず、人事の異動の関係につきましては、いわゆる任命権者というのは道教委になっておりますので、最終的な人事は道教委で行われております。その前に内申ということで、道教委へ出すのですけれども、その内申につきましては、管理職、つまり教頭、校長につきましては、市教委で承認されたら、それで道教委に提出して、最終的な任命権者である道教委が決めるという流れになっております。

## ○吹田委員

小樽市の教育委員の皆さんのかかわりは、そこでどういうふうになっていきますか。教育委員会の中では、やはりそういうことは話が出てこない。いわゆる事務局の中で決めていくということなのですか。

## ○教育長

管理職人事については、手続上はそうなのですが、今年の場合、教育長において、管理職から人事面接を行って、それぞれの学校の校務の推進状況ですとか、そういうものを勘案しながら、私の段階で原案を練りまして、そして最終的に後志管内全体の中で小樽と後志との人事交流などもありますから、その辺は後志の教育局長と個別に相談をしながら、何人のやりとりがあるのかということの調整をします。その結果、ある程度原案ができた段階で、教育長から今度、市教委に原案を提出して、そこで御審議いただいて、了解をもらって、正式に内申を後志教育局に上げるという段取りになります。

## ○吹田委員

ですから、私が今聞いたのは、そういう面では教育委員会のメンバーが集まった中で、この人事はどうも違うのではないだろうかと、そういうような意見が出て、何か変わったことがあるとか、いわゆる原案が要するに動いたというのがあるとか、こういうことは今までなかったかどうか聞きたいのですが、いかがですか。

## ○教育長

前任の教育長からその辺の細かいことの引継ぎは受けておりませんので、過去がどうであったかは私は承知しておりませんが、今年はその話はございませんでした。原案どおりということで御協議をいただいたということです。

## ○吹田委員

こういう問題について、私は、本当はだれかが実際にその辺にかかわったというか、そういうのを経験した方々が来て発言すれば、それは現実として今度はそうなるので、我々が言ったところで、ある部分で予測的になってしまうのですが、正確なものでないというふうな見方をされますので、この辺はあるのです。私は、だから、教育委員会はこの動きというのは戦後ずっと来ているわけですから、そういう面では、今、教育長が、現在はないのですという感じの言い方をされているのですけれども、そのような短いスパンで考えて、そういうものでなかったという部分があるものですから、私はこういうものについては、もう少し精査しようと思うのなら、そういう関係の方から、教育長や委員会のほうで呼んで内容を聞いて、どうかとやってもらったほうがいいと思う。なおかつ、言った人が、いわゆる実名では非常に不利益をこうむるわけです。私はここで名前を出したらすっきりすると思うのだけれども、同じにすれば、そうはいかないです。私にすればですよ。そういう思いもありますから、だからそういうものについても、私は疑義があると言っているわけですから、そうしたらそちらのほうできちんと調べて、そうならないように対応するとか、対策をつくるのがすごく大事なことだと思うのです。

だから、私はここで、あの方はこう言った、あの方はこうだったというふうに言ってしまっただけで、その人に、今、個人情報、何かあったらあれを流したら、その人にすごくいいあれを受けるという状況に、今の世の中ではならないですから、そうはいかないだろうと考えていまして、ただ、一応、私はそういう面では、今回の形で、相当前からの教育委員長、教育長、教育部長、そして担当何とかというふうにして、ここに名前がずらりと出ているのです

けれども、この中でだれかがどうしたということで、ある部分はいいのかもしれないが、そうしたらその人と私が言うからといって、あれだって、いや、真に受けた話になってしまうのでね。ただ言えることは、私はそういうものがそういうふうになっているのがよくないと。過去にそういうのがゼロだったことは絶対ないですから。だから、私はこういう問題を、今、大阪市でははっきりさせると思うのです。だけれども、全国でこういったことはありますから、私はこれについて、今後はならないように、そこのところをきちんと教育委員会ではやっていただく。

また、これをそういう形で何とかするということについては、市長の力がすごく大事なのです。市長が大上段に方針を流すのであれば、非常にやりやすいのですけれども、今日は、市長はいないですが、そのことをぜひ踏まえて審議していただきたいと考えていますし、今、教育長がそれに取り組んでいただきたい。これからそういうことにならないようにしっかりとしていただかないと、今後ほかに出ますよ。

#### ○教育長

そのような疑念が一部にでも流布されているのであれば、教育長として、まずはきちんと襟を正して、今後、こういう話題が又はそういう話が出ないように自分の身をまず律するというで臨みたいというふうに思います。

#### ○吹田委員

##### ◎道徳教育について

私は教育委員会に、これは非常にアバウトな話なのですが、今日も例えば生活保護で不正受給があるとか、そういう事件が非常に多いのだと、ちまたで、このように言っているのですが、私はやはりそういう事件について問題は何かという、教育がそこを左右するのだと。私は、子供たちの教育は、道徳的なものを含めて、正しい生活をする、正しいことをするという、これをしっかりと現場の方々にやっていただかないと。だから青少年の犯罪にしてもそうなのですが、家庭もありますが、そういうことはすごく大事な部分になると思っていて、私はそういう面では、特に今新しい教育長が就任して1年たちましたから、これから何年もその問題についてやっていただけると思うのですが、この問題をしっかりとやっておかないと、いや、あれはいわゆる政治の、社会の問題だという形ではおさまらないわけで、これからもずっとこの教育というのはあって、二十数年、教育を受けてきて、社会人になって、そして一生を過ごすということになりますので、そのスタートがここですから、教育をこの時代にされる方々の現場を含めて、どのような感じでこれからやっていくのでしょうか。

#### ○（教育）指導室石山主幹

委員がお尋ねの内容について、小・中学校におきます道徳教育の状況についてということで話をさせていただきます。

小・中学校におきます道徳教育というのは、豊かな心をはぐくみ、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成するというのもねらいとした教育活動であるということでもあります。

具体的には、道徳の時間を通して、学校の教育活動全体を通してやるということでやっております。今日、規範意識を育てるといふ部分については、非常にいろいろな場面で指摘されている部分でございます。社会生活を送る上で人間として持つべき規範意識について、特に強調してということで、現在の道徳教育はそのように各学校で指導されているという状況にあります。

#### ○吹田委員

教育委員会はそうでしょうけれども、現場ではこういうものについて、やはり校長、教頭を中心に、きちんとした全体の意識の中で進められているかどうかという問題があるのですが、そこら辺についてはいかがでしょう。

#### ○（教育）指導室石山主幹

現場ではどのようにということのお尋ねでございますが、例えば小学校低学年の児童などには、校長から、あいさつをきちんとしましょうということから、社会生活上の決まりを身につける、善悪を判断する、人間としてしてはならないことはしないというようなことを講話で話していただいたり、又は先ほども話しましたが、道徳

の時間において具体的な読み物だとか、そういうものを通して、子供たちにそのようなことを教えているという時間でございます。

#### ○吹田委員

今各会派の方々からも、小樽の教育レベルが低いということを言われておまして、そういうものについて、さまざまな方策というか、対策をやっておかないと、単に何々プランでやっていますからというだけで解決しない問題です。全体的なレベルというか、育ち合うことが、みんなで競い合って、みんなで上がっていきこうということがすごく大事で、みんなが競い合って下に落とすというイメージは全くないわけです。だから、みんなで考えてやっていく形の教育の仕方、みんなが勉強は楽しい、そしてわかったことがすごくうれしいという形で、もっと意欲が出てくるような形のやり方がすごく大事だと思うのです。皆さんで、現場の教員、校長や教頭を含めて、そういうことをやっていただきたいと思います。

本当は新市立病院の建設工事の契約について、今日、問題が出ましたので、それについても質問しようかと思ったのですが、別の機会にやりたいと思います。

あと、私は教育委員会にしましても、総務部の場合もそうですけれども、何か問題があったときに、自分たちの身に起きたときに、どうするのかということは常に考えていただいて、そういうものは確認するとか、そういうものをするとかということが大事だと思いますので、その辺についても、これからは議会で出さなければ、そういうことをやっていませんという話では全くないので、それは自分たちが自分たちのものを、いわゆる仕事は全部託されたものだと思いますから、そういう面ではそういう形のものでやっていただければと考えております。

#### ◎小樽市職員給与条例の一部改正について

それと、職員の給与の関係のことで今回も議案が出されておまして、私は今の段階では、そういうものについて、こういう形のやり方をするということは、そういう交渉の段階で決まっているものですから、それはよいとしても、今後、人口減少をはじめ市民税収入が下がることも含めて、小樽市民のレベルに合わせていかなかったらだめだと感じているのです。この市民税、税金の小樽における再配分のいわゆる頂点にいる人たちは、市職員なのです。だから、そういう面では、これをもう少ししっかり見直していただかなければ、今、私たちでも別のことをやってみて、家族 4 人で 2 人働いて総収入 260 万円とか、1 人で百何万円とか、どうして男の人が 1 年間働いて収入が 150 万円になるのかと思うのですけれども、そういう中で市民が暮らしているのが小樽の現実なのです。そういう部分では、小樽市の正規の職員にとっては、そのようなことはあり得ないのです。だから、それも含めて考えていかなければだめだろうと。この辺のところについて、私はこれからの取組としては、そういうことも踏まえた形で職員の処遇を見ますし、また私のほうは、今 700 万円余りという単価になっているのですけれども、これからは給与全体の見直しと、それから退職金については、引当金方式をやって、今の全体財源の中で退職金を積んでいくのだと。現在のように、退職金が増えるからといって、別の形で借金をするわけにはいかないですから。その程度のことはしっかりやっていく。

今、国は恐らく最終的に 2 割カットをやりますので、できるかどうかわかりませんが、私は絶対やってくれると思っていますから、そういう面では地方にもこれは絶対波及すると思います。そういうことも含めて、そういう給与全体の見直しが必要だろうと考えていますけれども、この辺のところについて、担当部署ではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

#### ○（総務）職員課長

今、職員の給料の全般についてお話しいただいたところなのですが、御存じのとおり、我々の給料というのが国に準じた形で、いわゆる民間の給料を反映したという形での人事院勧告に準拠して、これまで決めてきたと思います。都道府県ですとか政令指定都市であれば、人事委員会なりを持っていて、その土地の給与なりを独自に調べてということも可能なのでしょうかけれども、ほとんどの市町村が人事委員会は持っていないので、そういう

た形でやる。ですから、国のそういった人事院勧告の結果なりを反映させていただくというふうになります。ただ、都道府県なり政令指定都市の人事委員会の勧告の結果なりを毎年見ていると、国で出す人事院勧告とそれほど大差がない結果で、方向性としては、傾向としては出てきているというふうには見えています。

そのような中で、今まではずっと国も一律で削減というものを進めてきていたのですが、平成17年に国も地域ごとの給与格差というものに着目するようになりまして、いわゆる都市部では物価なり賃金が高い。地方では、それが低い形に抑えられているというものに着目しまして、同年の人事院勧告で、給料表の大幅な見直しというものを行ったわけでございます。それで、国は一律 5 パーセント、平成18年から給料の引下げを行いました、我々も平成19年から行ってきたという経過がございます。ただ、その調整につきましては、一律 5 パーセントを下げるかわりに、地域給という形で、3 パーセントから最大18パーセントの形で、いわゆる物価なり賃金が高い地域に加算してきているという措置を行っております。いわゆる地方と都市部の差というものは、設けてきているということになってございます。そういった形で、全く地域の賃金が反映されていないかということ、札幌市で言うと、今、3 パーセント加算されています。最大の東京23区で言うと、18パーセント加算されています、そういう形になっています。古い話で申し上げますと、我々も札幌近郊ということで、従前は調整手当ということで3 パーセント支給されていましたが、それも今回の人事院勧告なり、給与で廃止され、給料の独自削減でそれをさらに前倒しして廃止してきたという経過もございます。

そういった中で、地域給で5 パーセント下げる、独自削減は5 パーセント下げるといった状況、結果としてラスパイレース指数というのですか、国を100とした場合の指数を見ますと、92パーセント程度というふうに小樽市の場合にはなっていて、国から比べると8 パーセント程度低い位置に設定されているということで、我々としては、必ずしも小樽市職員の給料が高く設定されているという認識はございません。

それと、先ほど最後のほうで、国の給料の2割カットのお話もございましたけれども、これは単純に我々がもらっている給料を2割カットするという趣旨のものではございませんで、総人件費の2割カットという言い方をされています。ということは、いわゆる人員の削減なり、そういったものを考えてのことだと思うのです。ですから、我々はこの10年間、500人、600人と職員数をかなり減らして、総人件費という意味では、かなり独自削減に貢献してきたというふうに思っていますので、今後ともこういった観点の下で、人件費なり給料の総人件費の削減というのですか、そういったものを進めていくと考えてございます。

#### ○吹田委員

私は、今のお話はそれなりの事情かと思いました。ただ言えることは、この給料については、全体の都道府県、市町村が大体似たような感じの単価に、いわゆる平均単価を決めているわけです。これまでの時代の既得権とされているのです。だから、完全見直しといかないです。既得権であるか、それから少しでも下げようかと、何を下げようかと。そのレベルをがらりと見直して、がらがらぼんして、それで数字を決めようかというふうになっていないというように思います。これは、大変失礼ですけれども、今の高齢者の年金の問題もそうなのですが、物すごくもらっている人は物すごくもらっているのです。もらっているものについては下げられないですね。だから、小樽でも、年金でももらっている人が年間に600万円以上もらっているわけで、そういう人たちもいらっしゃる。けれども、この人たちはそれは生活だからと言っていました。けれども、そこはいかなければと思っていて、だからそういう面で、私はそういうものについて、既得権みたいな感じで数字のつくり方をしてもらっては困ると思います。これからますますそういうものについて見直しが必要だと思いますので、ぜひその辺を含めて、これからの市の職員の処遇のことについて検討いただきたいと思います。

#### ○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

## ○川畑委員

### ◎小樽市職員給与条例の一部改正について

私は、今回、予算特別委員会に付託された小樽市職員給与条例の一部改正について質問させていただきます。

今、吹田委員のほうから、非常にいろいろな意見があったですけれども、私は逆の立場から話させていただきます。

それです、今回、この議案の中で、1 級から 3 級まで、4 級から 5 級まで、6 級から 8 級までという表があるのですが、その職務の区分についての職員について、どういうふうになっているのか、まずお聞かせいただきます。

### ○（総務）職員課長

お尋ねのありました職員についてなのですが、まず、1 級から 3 級につきましては、係員、主任、係長という形になってございます。それと、4 級から 5 級につきましては、主任、係長と課長の一部、それと 6 級以上につきましては、同じく課長以上、いわゆる管理職という形になってございます。

## ○川畑委員

2 月 28 日に本会議の中で市長が御答弁されているように、その中でも 1 級から 3 級のところが 100 分の 3 の給与削減、それで対象が 770 人、そして 4 級から 5 級が 100 分の 4 の削減で対象が 800 人、そして 6 級から 8 級、今言われた俗に言う管理職ですが、それが 100 分の 5 の削減ということで対象が 100 人であり、この中では 1 級から 3 級に当たっては全体で 3,600 万円の財源が必要で、そして 6 級から 8 級の部分で 1,100 万円の財政効果額があるということになっているというふうに報告がありました。要するに、管理職のみを対象に給与を減額するということになるのではないのかと思うのですが、例えば 1 級から 3 級では、この人数、総額の金額から人数で割れば、平均にすると 4 万六、七千円です。そして、6 級から 8 級では 1,100 万円ですから、100 人で割ると大体 11 万円です。そういう形になるのですけれども、管理職の給与のみ減額するということになっていると思うのですが、その点についての見解を伺います。

### ○（総務）職員課長

いわゆる管理職だけ削減率を 1 パーセント増やして給与を削るというか、まず、今回、削減率を 3 パーセントから 5 パーセントに決めた背景なり考え方について説明したいと思います。今回の独自削減などの背景としましては、この財政健全化の最大の目標であります累積赤字というものが、一定程度解消されたということで、本来であれば職員組合とのこれまでの協議の経過を踏まえて、給料の独自削減というのは回復措置に向けての協議を始めなければならない状況にあったということが一つです。ただ、一方では、平成 24 年度の予算編成に当たりまして、これまでと同様の財源対策を最低でも講じていかなければ、予算編成ができない状況にあったというのが一つございます。そのために、独自削減分、現行の 4 パーセント分の現俸削減分を大きく下回らない範囲で、財源を確保していくために、改めて独自削減を職員にお願いしていくということで、現行の 4 パーセントの独自削減をベースに、新たに削減率を設定したという考えであります。

新たな削減率の設定の考え方なのですが、こういう状況を踏まえまして、これまでと比べて職員の負担が極端に増えないということがまず一つ。

それと、2 点目としましては、最近の人事院勧告が民間の賃金を反映しまして、高齢層の減額幅を大きくしている傾向にあるというのが一つです。

それと、3 点目としまして、独自削減を行っている自治体でも、削減率を例えば一般職含む管理職について、上に行くに従って高くするというので、いわゆる傾斜的に行っているという自治体が多いということです。

それと、4 点目としましては、削減率を段階的にするという事は、言ってみれば、この独自削減を平成 16 年から始めているのですけれども、その開始当初から、職員組合から、一律で削減する意義や、傾斜的にカットできないのかということについてはかなり言われていまして、そういう 4 点の要素を総合的に判断しまして、若年層に一定程度配慮する形で、今回、3 パーセント、4 パーセント、5 パーセントという形での傾斜をつけた段階的な削減

率を設定しているということでございます。

○川畑委員

そうしたら、今回は回復させたということにはならないのですね。要するに、一般職のほうでは若干回復があるけれども、全体としての回復ということではないのですね。

○(総務)職員課長

4パーセントをベースにしますと、当然、全体での回復ということにはなってございませんで、ただ、組合との経過なり、今回の財政事情なりを踏まえて、大きく今までの財源枠は超えないような範囲で、折衷案というのですか、そういう選択をさせていただいたということでございます。

○川畑委員

ところで、現在、4パーセントの独自削減がされているのですけれども、もし全部の独自削減をやめるとしたら、どのくらいの額が必要になるのですか。

○(総務)職員課長

4パーセント分を全部回復したらということで、これまでも一般会計の場合は約3億円ということで、実際には3億円弱なのですが、全会計で申し上げますと、来年度の当初予算ベースで試算しますと4億3,000万円程度になります。これは病院会計も水道会計も入れた全部の会計で4億3,000万円になります。

○川畑委員

確かに今回の予算編成では、他会計からの借入れというか、そういう面もあるので、それをすぐに回復するというのはなかなか大変なことだというふうに思うのですが、小樽市役所だけではなくて、知人からもいろいろ話を聞いてみると、最近は公務員バッシングというか、公務員の給与が高すぎるというのが先に来てしまう。私は昭和40年に民間企業に入社した経験があるのですが、実際には、そのときには市役所とか国鉄とか、そういうところは賃金が安くて、あまり行かなかった。私は金融機関にいたのですが、金融機関のほうは、はるかに賃金が高かったというのがあったのです。最近は、その後いろいろな経済情勢だとか、労使環境の問題だとかということで、給料があるいは退職金などもずいぶん民間企業では圧縮されてきているのですが、それを今、逆に公務員、小樽市の職員が高すぎるというようなことが、どうも私は納得いかない面があるのです。むしろ、今の私が見ている範囲でも、市の管理職の方々は、手当ももらわないで毎日のように残業します。よく頑張るといふにつくづく感じるころがあります。私は、職員の給料を削減すべきではないというふうに思うし、もし回復できる条件が整えば、いち早く回復すべきだというふうにも思っております。

というのは、実は最近、商店街の方からいろいろ話をする機会がありまして、そのときにこのような言い方もします。これ以上、小樽市の職員の給料を削られたら、売上げが下がると言うのです。いや、職員だけが買っているわけではないと思いますが。確かに小樽市民は、給料をもらっても所得も下がっていますから、大変な状況だと思うのです。小樽市の職員が給料を下げられると、また売上げが下がってしまうと心配している、ますます小樽の経済が低下するというふうに言われていた人もいました。そういう話を聞いたことはないでしょうか。

○(総務)職員課長

今、市内経済の話ということで、我々のところには、職員課ですから、あまりそういう話というのは来ないです。ただ、職員に関する苦情みたいな話は受けているのですけれども。ただ、4億数千万円も実質削減されることになっているわけですから、それが直接というか、わからないのですが、市内の経済に影響しないということはないのだろうというふうには感じております。

○川畑委員

ぜひ財政を回復させて、給与もいち早く回復できるように願っている次第です。

## ○北野委員

### ◎学校給食共同調理場の建設について

教育委員会にお尋ねしますが、先日の本会議の私の質問に対する教育長の御答弁にかかわって、疑問な点がありますので伺います。

昨年、たしか岩見沢市の共同調理場で調理された学校給食を原因とする食中毒を受けて、給食施設の一斉点検が行われたと思うのですが、そのときに新光とオタモイの共同調理場がどういう指摘を受けましたか。

通告の項目に入っていないので恐縮ですが、お答えください。

### ○（教育）学校給食課長

新光とオタモイの共同調理場の関係でございますけれども、平成23年5月に、道教委及び小樽市保健所の合同立入調査がございました。それで、指摘事項となりましたのは、一つは原材料の搬入時刻及び温度の記録を行うこと、それから二つ目に、調理後の食品は30分以内に提供又は30分を超える場合には適切な温度管理を行うこと、必要な時刻及び温度を記録すること、それから3点目といたしまして、配送過程があるものは、保冷又は保温の設備のある運搬車を用いるなどにより、適切な温度管理が行われ、必要な時刻及び温度を記録すること、それから4点目について、調理後の食品は2時間以内に喫食できるようにすること、それからオタモイ調理場につきましては、各作業区域の入り口の前に、手洗い設備の履物を殺菌設備、その場合、履物の交換が困難な場合に限るとすること、下処理から調理場への移動の際には、台、履物の交換、履物の殺菌を行うこととございます。

## ○北野委員

教育長に伺いますが、私の本会議での質問に対する御答弁あるいは再答弁で、私が新共同調理場はつくるな、延期せよというふうに主張したら、答弁ではそれに対する反論です。反論で、新光とオタモイの共同調理場も、いわゆる非汚染作業区域と汚染作業区域とに明確に区別する必要があると答弁されましたが、こういう指摘は受けていないのです。これは今の課長の答弁もそのとおりです。それなのに、何で私がオタモイと新光に改善しながら修理してやれと言ったら、そのほかのことを言いましたけれども、言ってみれば狭くて、代表的なのが汚染作業区域と非汚染作業区域がとれないからだというふうに答えているのは、どういうわけなのですか。一般論としてはわかります。だけれども、議会で説明したことと、2月27日に私に言ったことは、矛盾するのではないですか。代表的な例として言っているのです。

## ○教育部長

北野委員の、これは本会議での再質問、再々質問について、教育長が答弁……

（「いや、1回目の質問もあなた方は答えているよ。汚染作業区域、非汚染作業区域と。全部答えているよ、そうやって三つとも」と呼ぶ者あり）

これにつきましては、共同調理場において、学校給食衛生管理基準を満たす施設ということで、幾つかの観点で、特に汚染作業区域、非汚染作業区域の例を出しまして、その面積を現有施設で確保することが難しいという観点で教育長は答弁申し上げています。

## ○北野委員

それだったら、私をペテンにかけたのと同じでしょう、言葉が悪いけれども。私は、衛生管理基準を基にして調べたら、そうなるというふうに言ったのです。だから、私は基準が示された以前に、二つの共同調理場は建設されているから、これは合わないところもあると思う。しかし、改修その他でできるところはやりなさいと言ったら、やっています。これは後で聞きます。そのときに、最初の例として、この汚染作業区域と非汚染作業区域を代表例として出しているのです。だから、きっと今年の岩見沢での食中毒を受けての点検の結果、指摘されているのだと思ったら、その問題では指摘されていない。そうしたら、従来どおりやっていて構わないということでしょう。そういうことではないのか。やったほうがいいのか。参事、何か違うとか言っていないで、言いなさい、あなた。

## ○教育部参事

道なり保健所なりも見に来ています。それで、今、担当課長が言ったような部分で指摘をされています。ただ、その指摘の中身でも、今、委員も言われていますけれども、現行施設の中で汚染区域と非汚染区域を分離するという事というのは、現実的には今の基準に合わせてやるというのは、面積要件からいって不可能です。ですから、その道なり保健所なりも、現行の施設の中で指摘するものは指摘していったということがあります。ですから、ここではもっと詳しく言うかもわかりませんが、水はねしないようになどと、いろいろなことを言っていました。ただ、温度管理の部分も、今、安全基準の中では、温度は25度、湿度は80パーセントとされています。でも、それを今の施設でやれと言っても、それは無理です。ただ、今回の委員の質問の中では、現行の施設を改修してできないのかという御質問がありましたので、教育長から、汚染作業区域、非汚染作業区域を分けるというようなことは、現状の施設ではできないということで答弁したということです。

## ○北野委員

それをつくる最大の理由にしたから、私は聞いたのです。指摘も受けていないのに、まだ結構気をつけてさえいれば使えるのに、何で急いでこの金もないときに共同調理場をつくるのだと。96パーセントも借金でしょう。だから、参事や部長が必ずそうやって言うと思って、私は聞いているのです。

というのは、参事はそうやって言うけれども、単置校の北山中学校、末広中学校、それと手宮小学校は、汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区別することに抵触するというので、注意を受けている。共同調理場は注意を受けていないのだよ。だから、まだ許容範囲なのだよ。だから、これは分ければよりいいということは私もよくわかります。だけれども、保健所や北海道は何を見てこういう指摘をしたのか。あなた方の論理で言えば、道や保健所が大した点検をしなかったからだと言わなければならないのだよ。こういうことがあるので、私は矛盾だらけではないかと。

実は、こういうことを聞くのは、私は総務常任委員でないから、こういう説明をしているというのがわからなかったのだよ。そうしたら、本会議が終わってから、総務常任委員の小貫委員から、いや、こういうことだと。そうしたら、教育長を先頭に、教育委員会は私をだましたのでないかということになって、今聞いたのです。だから、あなた方の言い分をそのままとすれば、北海道や小樽市の保健所がいいかげんな点検をやったということになるのだよ。これは後でまた保健所長のいるときに聞こうと思っていますけれども、そういう問題が含まれているということを念頭に置いて、以下の質問に答えていただきたい。

最初に、新共同調理場を建設するという前提として、安全基準を挙げています。これはいつ施行されたのかということと、それから、これは学校給食課長でいいのだけれども、新共同調理場建設にかかわる教育委員会の動きを、歴史的といたら大げさだけれども、時系列的にお答えください。

## ○（教育）学校給食課長

学校給食衛生管理基準でございますけれども、文部科学省が定めて施行となったのは平成9年4月1日でございます。

それから、2点目の建設に係る経過……

（「いやいや、私は新しい基準のことを言っているのだよ」と呼ぶ者あり）

現行の基準は、当初は9年の施行でございましたけれども、現在適用されているものにつきましては、21年4月1日の施行でございます。

それから、後段にございました経過でございますけれども、従前、学校給食のあり方についての基本方針ということで、11年に定めたものがございましたが、その後の学校給食を取り巻く環境の変化などにより、18年2月にこの基本方針の見直しを進めております。

その理由は、18年当時でございますけれども、新光、オタモイの両調理場がそれぞれ築後31年及び36年が経過し

て、施設の老朽化が進んでいる、それからまた両調理場ともウェットシステムを基に建設された調理場であり、この学校給食衛生管理基準に基づくドライシステムへの転換が求められている、それから、児童・生徒数の減少に伴い、今後も食数の減少傾向が続く見込みであるからで、そういったことから、21年4月を目途に調理場を統合し、衛生管理基準に合致するドライシステム等の施設を整備して、なお一層衛生管理の徹底を図る、またそれとともに学校給食を効率的に運営するため、業務の民間委託の推進を図る、そのような内容で方針を見直しているところがございます。

その後、この方針につきましては、同じ時期でございますけれども、18年2月に、市の財政再建推進プランの実施計画に、同様な内容で位置づけられてきております。

その後でございますけれども、21年12月に、総合計画の前期実施計画としてまた位置づけられ、その後、候補地の選定などを行っておりましたが、22年12月に、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の届出がございまして、現在の真栄1丁目の土地でございますけれども、その後の23年1月の教育委員会議におきまして、敷地の選定について協議をし、市長部局へ取得を要請したところでございます。

その後、23年3月の第1回定例会において、土地取得費の予算議決をいただき、また引き続き6月、7月の第2回定例会においては、当該地を財産取得議案として議決いただき、また設計費の予算の議決もいただいているところでございます。

それから、土地につきましては、23年11月に引渡しを終えております。

それから、あわせてまして施設整備の関係でございますけれども、新・学校給食共同調理場整備方針(案)として、23年9月の第3回定例会において、所管常任委員会において報告させていただいております。

その後、御協議いただき、また御意見などもいただき、昨年12月の第4回定例会において、整備方針として再度報告させていただいたところでございます。

この間、設計等、基本設計等を進めておりましたが、基本的な事業費に基づきまして、このたびの第1回定例会におきまして、施設の建設事業費ということで予算案を提出させていただいているということが現在までの経過でございます。

#### ○北野委員

歴史的経過については、あなたが課長に就任したのが平成19年以降は物すごく詳しいのだけれども、その前もあるのだよ。前の総合計画、21世紀プラン、この中の55ページに、共同調理場や単独調理校のあり方などを検討して、学校給食の充実に努めるとあって、18年の段階で、協議はもっと早くから始まっている。この二つの共同調理場を一緒にしようということは、当時からなっているのです。だから、安全基準が出たからどうしてもやらなければならないというような印象の説明というのは、経過に照らしておかしいと。こういう動きがあったと。そこへ安全基準が出て、これを言ってみればお墨つきにして、にしきの御旗にして、あなた方が一生懸命動き出したというのが事の経過でしょう。だから、本会議の答弁はそういう経過をしっかりと理解した上で、正確に答弁していただかないと。あなた方の答弁を聞いていて私は不愉快です。総務常任委員会に報告したことさえ忘れてしまっているのだから。

次に、21年の衛生管理基準で、9年の管理基準との主な変更点として、学校給食施設、学校給食設備、学校給食施設及び設備の衛生管理、この4項目にわたって説明してください。

#### ○(教育)学校給食課長

平成21年4月の改正にかかわる主な変更点でございますけれども、学校給食施設の関係につきましては、この衛生管理基準に示されております学校給食施設の区分について、汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域等、区域の整理をし、そのほかに前室を加えるものとしたと、それから2点目としまして、ドライシステムについて導入するよう努めること、またウェットシステムについては、ドライ運用を図るということを明記したこと、それか

ら 3 点目といたしまして、学校給食従事者専用の便所について、調理衣の着脱場所を便所の個室の前に設けるよう努めることとしたこととさせていただきます。

次に、学校給食設備の主な変更点でございますけれども、シンクについて、下処理室においては、加熱調理用食品、非加熱調理用食品及び器具の洗浄に用いるシンクを別々に設置し、三層式構造とすること、また調理室においては、食品及び器具等の洗浄用シンクを設置し、共用しないことを明記したこと。2 点目といたしまして、冷蔵及び冷凍設備について、原材料用及び調理用等に整備することとしたこと。3 点目といたしまして、学校給食従事者の専用手洗い設備について、前室、便所の個室に設置することとしたこと。4 点目としまして、学校給食従事者の専用手洗い設備の給水栓について、温水に対応した方式としたこと。

それから、最後の学校給食施設及び設備の衛生管理でございますけれども、1 点目としまして、ネズミ及び衛生害虫について、発生状況を 1 か月に 1 回以上点検するとともに、発生を確認したときには、その都度駆除をすることとし、必要な場合には補修、整理整頓、清掃、清拭、消毒等を行うこととしたこと。また、殺鼠剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないよう、その取扱いに十分注意することとしたこと。2 点目といたしまして、学校給食従事者専用の便所について、定期的に清掃及び消毒を行うこととしたこと。3 点目といたしまして、学校給食従事者専用の手洗い設備について、石けん液、消毒用アルコール及びペーパータオル等、衛生器具を常備すること。また前室の手洗い設備には個人用つめブラシを用意することと整理したこと。4 点目といたしまして、清掃用具について、汚染作業区域と非汚染作業区域の共用を避けることとしたこととさせていただきます。

#### ○北野委員

教育長が本会議で答弁して、汚染作業区域とそうでない区域に分けるとか、まだ今のスペースではできないということ以外に、新しい基準に照らしてできることはやっただけと。新しい基準に照らして、主な変更点に限っただけでいいですから、何々新基準に基づいて改善してきましたか。

#### ○（教育）学校給食課長

今、申し上げた主な変更点の中での対応でございますけれども、学校給食施設の中では、ドライシステムの関係でございますが、現調理場の床がコンクリートでございますのでウエットの床ではございますけれども、そういう中でも極力ドライ運用に努めるということで、通常の調理靴の長靴ではなくて、俗に言う短靴、短い靴を履いて、水をこぼさない調理作業の進め方などを留意して行っているところではございます。ただ、めんをゆでる際など、水を大量に使う場合は、この限りではございませんけれども、それ以外でできる限りそういったような運用に努めているところでございます。

それから、3 点目にありました便所の前の調理員の着脱などの部屋も、個室ではありませんけれども、そういった位置で行っているところでございます。

それから、学校給食設備の関係でございますけれども、シンクについて、できるだけ食品や器具等の洗浄の際に、シンクを共用しないということは当然行っておりますが、例えば食品ごとに、食材ごとにそのシンクを分けるなど、できるだけそうした工夫に努めております。

それから、冷蔵及び冷凍設備について、原材料用及び調理用等に整備すること、こういう点につきましては、改修等はしてはおりませんが、例えば間仕切りをする、カーテンなどを設置するなど、そういうような相互汚染防止に努めているところでございます。

それから、学校給食施設及び設備の衛生管理等でございますが、従来から衛生害虫等の発生については管理をしておりますし、特に殺虫剤等は通常は用いませんで、消毒用のアルコール等でそういう虫などがいた場合は対応をしております。

それから、従事者専用の便所についても、定期的に清掃及び消毒を行うということで、こういったことも行っております。

それから、学校給食従事者専用の手洗い設備についても、必要なものを備えることということになっておりますから、あと、つめブラシの関係もありますけれども、こうしたものは既に対応しております。

また、清掃用具についても、汚染作業区域、非汚染作業区域での共用はしていません。

○北野委員

課長が先ほど説明した中で、ネズミ及び衛生害虫については、発生状況を 1 か月に 1 回以上点検するとなっているのだけれども、点検しているのですか。

○（教育）学校給食課長

1 か月に 1 回と申しますよりは、日常的にそういったものが、例えば虫がいれば私どもに報告がございます。また、場内は当然、日々、点検しておりますけれども、特に外回りについては、折々で周囲を回って目視で確認するなどのことはしております。

○北野委員

それだと難しいのだけれども、ネズミを見つけるのにどのような点検をするのですか。

○（教育）学校給食課長

仮にそういったものが出るような場合ですと、なにせ……

（「いや、仮定でなくて、どうやってネズミが出たか、いるかを点検するのか、点検の方法」と呼ぶ者あり）

点検の方法については、やはり施設の状態といいますか、例えば外壁でありますとか、排水溝でありますとか、排水ますでありますとか、そういった状況を逐次見ているようなところでございます。

○北野委員

私も、従業員で複数の方を知っているけれども、あなたを先頭にしてそのようにマンホールまでのぞいているということはないと言っている。だから、あなた一人がやっているわけではないと思うのだけれども、専門の業者に頼んでいないのですね。どういうことなのか。だから、代表的な例として、ここで点検せよとなっているから、どういう点検するのかといたら、今のような点検だけなのか。

これも不安です。以下、しっかりとした点検をというのだから、点検のマニュアルみたいなものがなかったらダメでしょう。そういうのがないのだから、やっていないのと同じでしょう。それなら、ネズミが出たらわかるというような話でしょう。

それから、基準に照らして以下の点はどうやってきたか。調理員等に対する研修は行ったか。

2 点目、健康管理。健康診断を年 1 回、その他年 2 回、定期的に健康状態を把握すること。この具体化はどうやっているか。

次に、検便については、長期休業中の調理員も含め、毎月 2 回以上行うことを明記しているが、実施状況について説明願います。

次に、配送及び配ぜんに携わる者についても、その作業内容に応じて健康管理等を行うというふうになっているが、これはどのようにやっているか。

4 点についてお答えください。

○（教育）学校給食課長

1 点目の研修の関係でございますけれども、今、両調理場につきましては、調理、洗浄等は業務委託の体制で行っております。そういった中で、業務委託でその内容について、仕様書で定めておりますが、事業者において、月 1 回研修を実施するようにしております、その内容については、事後に報告を受け、確認しております。

それからまた、この衛生管理の……

（「それはやっているということだね」と呼ぶ者あり）

はい、行っております。

それから、衛生管理に関係する者につきましても、実際の調理場の作業マニュアル、例えば個別の食品の取扱いなど、こういう手順で、衛生管理はこういうところに気をつけてというものをつくっておりますが、そういったものの周知と申しますか、研修も行うように、その事業者に対して指導をしているところでございます。

それから、健康管理の関係でございますけれども、今、申し上げましたように、業務委託の体制となっておりますので、事業者において、確認した健康診断結果を私どもにも提出していただき、確認しております。

それから、年 3 回、定期的に健康状態を確認するということがございますけれども、これはこの衛生管理基準の様式、定期検査表というふうに言われておりますが、これの第 5 表というのがございまして、学校給食従事者の衛生健康状態定期検査表という様式がありますけれども、これに基づき、学期ごとに行っております。

それと、こういった年 3 回のもはございますけれども、日常的にはこの中の第 8 表という日常点検表というものがございまして、日々、下痢をしている者はいないかですとか、発熱、腹痛、嘔吐をしていないかですとか、本人、家族に感染症又はその疑いがないかどうか、そういったようなことについてチェックをし、健康状態を把握しております。

それから、検便の関係でございますけれども、毎月 2 回ということで規定をしておりますので、業務委託の関係の調理員につきましては、事業者がそのような形で実施し、その結果について確認をしております。項目については、定められている赤痢菌、サルモネラ菌、O-157 の 3 項目でございます。それから、職員についても同様に、栄養士と施設の職員も含めて行っております。

それから、配送と配ぜんの関係でございますけれども、配送については、これも業務委託で行っておりますので、仕様書の中で月 1 回行い、報告を受けるようにしております。それから、配ぜん員につきましては、月 1 回ということで、私どもの施設の職員と一緒に検査を依頼している、そのような形で確認をしているところでございます。

#### ○北野委員

報告を受けて確認していると言うけれども、事業者はどこの医療機関で健康診断を年 1 回やっているのですか。

#### ○(教育)学校給食課長

はい、採用時などで健康診断を行っておりますので、それは……

#### ○北野委員

いや、採用時はもちろんしているでしょう。そうでなくて、年 1 回健康診断をやりなさいと言っているのだから、どこの医療機関でやっているかを承知していますか。

#### ○(教育)学校給食課長

本日そういう報告書類を持ち合わせておりませんので、後日、報告させていただきます。

#### ○北野委員

それでは、報告を受けて確認しているというから、後で医療機関も含めて、その証拠を見せてください。

それから、この問題の最後ですが、学校給食法第 9 条第 2 項で、学校設置者の安全基準にかかわる努力規定というのがあるのですけれども、今日、市長がいらっしゃらないですが、市長部局は、これらについては学校設置者が努力せよとしているのです。どのような努力をされているのかということを伺います。

#### ○教育部参事

市長部局が直接この給食の業務にかかわるということというのはございません。ただ、今、担当課長からございましたし、今回の予算化もそうですけれども、もっと直近で言えば、岩見沢の食中毒があったときも、緊急に一定程度の予算措置をしていただいて、改修の対応というのはしております。そういった意味では、私どもとしては、必要な学校給食の関係についても、必要な予算を要望し、それに基づいて予算立てをしていただくというのが基本だろうと思っています。

### ○北野委員

学校給食法第 9 条第 2 項では、義務教育等の学校設置者の責務でやるとなっているでしょう。だから、教育委員会に任せっ放しでなくて、設置者である市長も、直接手を出さなくても、教育委員会がどのようにやっているか点検したりするという意味だと思います。それはどのようにやっているのですかと聞いているのです。今の答弁だったら、教育委員会に任せっ放しで、学校給食法第 9 条第 2 項の努力はやられていないということでないですか。

### ○教育部参事

任せっ放しと言われても困る面もあるのですけれども、当然、学校設置者でもありますし、それから新共同調理場の建設あるいは先ほども触れましたが、岩見沢の事故後については、当時の市長も現地を見ておりますし、その後、新市長になってからも、両共同調理場も見ているということはございます。

もちろん日々の業務といいますか、予算立て、そういったものについても、市長部局と協議する場というのは何度もございます。

### ○北野委員

そのようなことは、予算要求のときは協議するでしょう。言わないで予算は来ないもの。そのようなものは理由にならない。そのようなものは答弁にならない。いや、やっていないのならやっていると答えてください。

### ○教育部長

その学校給食法の規定については、私どもは認識しておりませんでしたので、もちろん正直申し上げまして点検も行っていないところでございます。

### ○北野委員

実際に進めるのは教育委員会かもしれないけれども、市長としてもそういう安全基準を守るように努力しなさいということですから、そういうアクションが何もないというのは、まことに遺憾だということだと思うのです。

### ◎石狩湾新港の静穏度について

次に、石狩湾新港のマイナス14メートルパースの静穏度についてですが、いわゆる新港の海象計からデータがとれていない場合は、どのようにして静穏度を測定するのか。波浪計算について、どうやってやるのですか。

### ○（総務）企画政策室山本主幹

今の海象計からデータがとれない場合に、静穏度を算定するかということでございますけれども、管理組合からは、算定する手法についてはまだ決定はしていないということでございますが、まず具体的な手法として、一つ目につきましては、近傍の海象データから算出してくる方法というのがございます。

それと、二つ目といたしましては、天気図などの気象データを基に数値シミュレーションによる解析で算出してくる方法がございます。

三つ目といたしましては、これまで新港で観測されてきた海象計のデータを基に算出してくる方法、これにつきましては、例えば欠測前の5か年の観測データを使用する方法とか、あとは観測再開後のデータと欠測前のデータで5か年抽出して利用する方法などが考えられると聞いております。

また、この3点のほかにも、欠測期間については、波浪推算を行って、その推算データと観測データを合わせた5か年のデータを用いる方法も考えられると、このように聞いておりまして、今後、慎重に検討してまいりたいというふうに聞いております。

### ○北野委員

はっきりしているのは、いわゆる海象計からデータがとれない場合は、どのようにやるかといったら、昔風に天気図からデータをとって、いわゆる沖波、港の沖の波を計算して、港口に入る波の状況を計算して、以下、あなたが言われたようなことをやるのです。だから、波浪推算の方法は、現地の観測データがない場合はこうやってやれというふうに決まっているのです。それ以外にどのような方法があるのかと、新港管理組合でもいろいろ言うから、

おかしいと思ったけれども、もう返事がないのだから。

○（総務）企画政策室山本主幹

委員がおっしゃるとおり、天気図などの気象データを使って算出してくる方法、これは例えば小樽港でもこういうふうに算定していているということでございます。ただ、現在、実際に海象データがない場合は、天気図を使うとか、あとは近傍の例えば留萌港のデータを使って算出してくる方法もありますので、どういう形で決めていくかというのは、まだこれから検討していくというような状況でございます。

○北野委員

そうすると、主幹がお答えになったのは、波浪計算の方法はいろいろあるということなのですね。それで間違いないですか。

○（総務）企画政策室山本主幹

波浪計算の方法といいますか、基になるデータをどのように持っていくかということです。例えば天気図から波の諸元を求めていく方法、それと例えば留萌港の観測したデータを沖の波に 1 回置きかえてデータを算出して、それを石狩湾新港にぶつけるというようなデータをとる方法があります。

○北野委員

そうしたら、主幹のおっしゃるとおりだとしても、それが実際に推計し、計測した後、でき上がったデータを活用するに当たっての注意事項は何となっていますか。

○（総務）企画政策室山本主幹

「港湾の施設の技術上の基準・同解説」というのがございまして、この中では、観測データを使用して行うことを標準とすると。ただ、観測データが利用できない場合は、波浪推算によることができると。ただし、波浪推算の結果の活用には、観測データによる検証が行われることが望ましいということで、その辺を留意することになってございます。

○北野委員

だから、実際の観測データを使わないでやった計算は心配だから、それを実際に使う段階になったら、観測したデータで点検しなさいとなっているのだよ。だから、結局、行き着くところは、海象計のデータをとらないと、いろいろ苦労してやったものも、活用の段階では検証できないのだから使えないということになるでしょう。だから、海象計を直ちに修理するように国に言わないと、この国土交通省の基準や解説に照らしても、道理がないということになるのです。だから、私は修理しなさいということを言っているのだけれども、修理するとは言わないから、これはおかしいと。だから、国にそういうことを、この間、市長が求めていくということだから、そういう根拠も示して、管理組合のかたい頭をしっかりと理解させないとだめだということだけは言っておきます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。